

やまなみに抱かれ

いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村

いくさか『村づくり』計画

平成25年度～29年度

犀川の朝霧のように村民の希望が翔け昇る郷 か さと いくさか

長野県生坂村

目 次

1	計画更新にあたり	1
2	村づくりのための基本構想	2～3
3	人口及び高齢化率の状況と将来推計	3～4
4	協働による村づくりの推進	4～7
	（1）区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策	
	（2）協働事業の拡充及び推進	
	（3）公の施設の管理	
5	各部会別将来計画	8～44
◆	総務部会◆	8～18
	（1）議会運営	
	（2）常勤特別職の配置・給与	
	（3）財政	
	（4）行政運営・職員給与	
◆	住民部会◆	18～22
	（1）村の収入・財源確保	
	（2）児童福祉	
	（3）社会就労センター	
	（4）後期高齢者医療制度	
	（5）歯科診療所	
	（6）環境保全	
	（7）やまなみ荘	
◆	健康福祉部会◆	22～29
	（1）高齢者福祉	
	（2）介護保険	
	（3）障がい者福祉	
	（4）福祉医療給付	
	（5）保健医療	
	（6）国民健康保険	
	（7）国民健康保険税	

◆振興部会◆	29～36
(1) 土木関係		
(2) 林務関係		
(3) 下水道事業		
(4) 簡易水道事業		
(5) 商工振興		
(6) 観光事業		
(7) 都市との交流事業		
(8) 農業振興		
(9) シルバーセンター		
◆教育部会◆	37～44
(1) 学校教育事業		
(2) 社会教育事業		
(3) 公民館事業		
(4) 文化財保護事業		
(5) 保健体育事業		
(6) 各施設運営事業		
(7) 子育て支援事業		
(8) 社会人権教育・男女共同参画事業		
◆各部会連携事業◆	45～46
(1) 定住対策		
(2) 役場庁舎・村民会館の耐震補強		
(3) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置		
(4) 集落の活性化対策		
(5) 域学連携事業		
6 村の財政状況（資料）	47～51
(1) 普通会計の決算の状況		
(2) 財政のシミュレーション		
(3) 公債費の状況		
7 各事業の評価予定（資料）	52～55

1 計画更新にあたり

生坂村は、北アルプスに源を発する清き流れの犀川、犀龍小太郎が巨岩を砕いたと伝えられる溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉の山なみ、戦国時代の歴史を物語る日岐城、木々のぬくもりを感じる高津屋森林公園、大空へいざなうスカイスポーツ公園など、水辺と里山が織りなす山紫水明の豊かな自然に恵まれています。村を見守ってきた赤地蔵、村民がご利益を授かった金戸山百体観音、数百年の生命を紡いできた乳房イチョウと観音堂など、多くの歴史・文化遺産とおやき、おにかけ、干し柿などの食文化等々の財産を背景にして、先人達の努力により守り育んできた自然・伝統との共生の精神を受け継ぎながら、人とのふれあいを大切に心豊かな暮らしを営んでいます。

平成22年度から10年間の村の基本的な施策方針となる「生坂村第5次総合計画」を根幹に「いくさか村づくり計画」を実施計画として、若者定住促進住宅建設、男・女村活性化対策、絆づくり支援金事業等による人口維持対策と人・地域づくりに取り組んでいます。

保育料、水道料を軽減する「健やかに産み育む子育て支援金」、18歳まで医療費の無料化と各種ワクチン接種助成、出産祝金・入学祝金、学級・学習支援員と司書の配置など将来を担う子供たちへの子育て支援と教育の充実に努めています。

介護予防の元気塾と健康応援隊、軽度生活支援、配食サービス、高齢者見守り隊等の福祉の充実による高齢者の生活の安定に努め、お達者教室、訪問診療、高齢者インフルエンザ予防接種助成等の医療体制の強化による健康な暮らしの継続も目指しています。

農業公社の新規就農研修制度による担い手の育成、人・農地プラン作成などの農業振興を図り、特産品開発部等による六次産業化、生坂マル得商品券発行補助、住宅リフォーム補助等で、商工業者の育成と地域経済の活性化を図る産業振興事業による自主財源の確保等々を重点施策として村政運営を進めております。

村民の皆様との協働による村づくりをさらに進め、「犀川の朝霧のように村民の希望が翔け昇る郷 いくさか」に愛着と誇りを持っていただき、地域の絆を大切に、支え合い守り育てていこうという責任感を共有し、安全で安心して住み続けられる生坂村で有り続けるために、そして、第5次総合計画の将来の姿「やまなみに抱かれ いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村」の実現に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生坂村長 藤 澤 泰 彦

(3) 気持ち良くゆったり暮らせる村づくり

- 1) 安心して暮らせる生活基盤をつくります〔生活基盤の整備〕
- 2) 快適に暮らせる環境をつくります〔住環境〕
- 3) みずみずしい潤いに満ちた環境をつくります〔環境保護〕

(4) 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- 1) 地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕
- 2) 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

(5) みんなで元気な村づくり

- 1) 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕
- 2) 効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕

平成 21 年度に策定した、上記の生坂村第 5 次総合計画で示された基本構想は、平成 22 年度から平成 31 年度までの村のめざすべき将来像と村づくりの基本的な方向を定めてあります。

この「村づくり計画」は、基本構想で定められた諸政策を具体的な事業として年度ごとに計画していきます。

3 人口及び高齢化率の状況と将来推計

当村の人口は減少を続けており、昭和 55 年度に 3,142 人であったものが平成 22 年には 1,953 人となり、この 30 年間で 1,189 人 (37.8%) 減少しています (国勢調査人口)。

なお、年齢別の構成比をみると 15 歳未満の構成比が 17.4% から 9.9% に減少し、65 歳以上の構成比が 17.7% から 39.5% に増加しており、依然少子高齢化が進んでいます。

今後の人口見通しは、国立社会保障・人口問題研究所がコーホート要因法に基づいて算出した数値に基づいて推計すると、目標年度の平成 31 年度には 1,641 人となる見込みです。

◎人口見通し

区 分	国 勢 調 査							推 計 値		
								初年度	中間	目標年度
	昭和 55 年 (1980)	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 26 年 (2014)	平成 31 年 (2019)	
総人口	3,142	2,904	2,738	2,559	2,416	2,160	1,953	1,821	1,641	
男性	1,547	1,415	1,334	1,265	1,197	1,066	949	901	813	
構成比	49.2	48.7	48.7	49.4	49.5	49.4	48.6	49.5	49.5	
女性	1,595	1,489	1,404	1,294	1,219	1,094	1,004	920	828	
構成比	50.8	51.3	51.3	50.6	50.5	50.6	51.4	50.5	50.5	
15歳未満	548	448	360	329	288	227	193	175	148	
構成比	17.4	15.4	13.1	12.9	11.9	10.5	9.9	9.6	9.0	
15～64歳	2,039	1,866	1,703	1,453	1,294	1,133	989	925	823	
構成比	64.9	64.3	62.2	56.8	53.6	52.5	50.6	50.8	50.2	
65歳以上	555	590	675	777	834	800	771	721	670	
構成比	17.7	20.3	24.7	30.4	34.5	37.0	39.5	39.6	40.8	

4 協働による村づくりの推進

村づくりの中でもっとも重要な事は、地域、村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりをすることです。

村民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていただく、個人では、できないことを家族や地域の取り組みの中で解決していただく、それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく、つまり、自助・共助・公助を基本と考え、村民の皆さんと行政が、対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共有課題に向かって、協力・連携して、実行していかなければと考えております。

そして、そのために区との連携も緊密にしていかなければと考えています。それには地区

担当職員の各区3名が、区の皆さんの活動状況やご意見、ご要望を地区担当職員から随時、報告書という形で提出させ、庁内で検討し村政に反映させています。

また行政からも、議決した案件や村の状況等に関しまして、区役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告をするように努めています。

さらに、今年度から村の南部・中部・北部ごと、生坂大好き隊員（地域おこし協力隊員）と集落支援員が協力体制を取れるようにし、道路整備や農地の保全など人口の減少や高齢化により困難となってきた地域の課題に対し、支援を行っていきます。併せて、各地域での集会や話し合いの場にも参加し、出されたご意見、ご要望を行政に反映させるとともに課題解決に向け検討していきます。地域での情報や活動状況については、各情報公開事業により随時情報発信していきます。

今後も各区が歴史、文化、伝統を活かした特色ある活動ができるよう、各区の現状を把握する中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、その結果によりさらなる協働の村づくりを進めてまいります。

（1）区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策

平成20年度に生坂村区振興条例により、地区担当職員（各区3名体制）の設置と担当職員の役割を明確にしました。これにより各区の状況や意見、要望を把握し、その内容を月1回庁内で検討協議を行い、迅速に対応します。

平成20年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営がされるようになりました。また平成23年度に新設しました村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、平成24年度までの2年間において地区や各種団体から申請のありました18事業、支援金額にして375万円が採択され、協働による村づくりに活用されています。今後もさらに協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討が必要となっています。そこで、今年度から生坂大好き隊員（地域おこし協力隊員）と集落支援員の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っていきます。

集落再編成については、行政区の再編成などの検討が必要となってきたことから、今後も引き続き様々な機会をとらえて、ご意見を伺い検討をしていきます。

(2) 協働事業の拡充及び推進

現在実施している事業を基に、さらに『地域発 元気づくり支援金事業』を取り入れ、各団体の個性を活かした事業を行い、協働事業を拡充していきます。

今年度は村申請事業で3事業、団体申請事業で5事業を申請しました。今後は採択されやすい団体申請事業を増やし、各団体の個性を活かした事業を展開していきます。

ア 現在行われている主な協働事業

- ・生坂村絆づくり支援金事業
- ・中山間地域直接支払い事業
- ・環境保全事業
- ・元気塾
- ・配食サービス
- ・おてんま（道路舗装・除草等）
- ・高津屋森林公園周辺整備
- ・児童館・生涯学習施設（たんぽぽ）の運営
- ・子供の安全確保
- ・文化財の保護
- ・農地・水保全管理支払交付金事業
- ・民有林整備

イ 平成24年度に『地域発 元気づくり支援金事業』で行った事業

◎ 村申請事業

- ・生坂大好き塾（地域リーダー育てる事業）
- ・生坂村のじじばば元気だー事業
- ・ステキなママはお料理が好き
- ・生坂農業未来づくり事業
- ・いくっ子（生っ子・育っ子）スポーツビレッジ
- ・「はしれいくりん」でひろげよう健康づくりの輪事業

- ・どこでもフェイス!防災お役立ち隊

◎ 団体申請事業

- ・河童の住める川を取り戻そう（牛沢河童と蝙蝠の会）
- ・クリーンアップ小立野（小立野楽笑会）
- ・信濃十名勝・山清路を輝かす事業（信濃十名勝・山清路を輝かす会）
- ・リバーサイド・フロンティア in 込地（込地集落ふるさと活性化の会）
- ・地域でつながれ eco ツッコ防災チャレンジ事業（梅とココの会）
- ・「志はひばりより高く」ひばり桜保存事業（ひばり桜保存会）

（3）公の施設の管理

住民のコミュニティー活動の場となる村の施設や福祉施設などの公共施設のあり方を検討し、その運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画するなど、効果的な活用を進めます。

平成 20 年度から、活性化センター及び南部交流センターの施設管理について、指定管理先と度重なる協議を行いました。この結果、平成 22 年度から維持管理費について精査し、年間委託料を定め、委託料を管理先に支払い、実状にあった施設管理を行ってます。また、平成 21 年度に老朽施設検討委員会を設置し、平成 24 年度までの検討結果は次のとおりです。

旧南小学校体育館	当面、現状とします。
旧北小学校校舎・体育館	平成 22 年度に旧施設を取り壊し、文化財資料館「山清路の郷資料館」を建設しました。
旧北部保育園	今後、旧施設を取り壊し防災公園として整備する予定です。
卒塔坂教員住宅	当面、現施設を村営住宅として有効利用します。
ファミリースポーツパーク	平成 22 年度にドラゴンコースターが危険なため、取り壊し平成 23 年度にかけて、テニスコート・遊具・マレットゴルフ場・クラブハウス等を改修または整備しました。
旧歯科診療所・商工会	現施設を利用し書庫として利用します。
旧校長住宅	当面、現施設を村営住宅として有効利用します。
下生坂東部第 2 住宅	平成 21・22 年度に旧施設を取り壊し、認知症対応型デイサービスセンター「はるかぜ」を建設し運営を行っています。

5 各部会別将来計画

◆ 総務部会 ◆

(1) 議会運営

ア 議会議員の定数

議会議員の定数は、平成16年12月定例議会で議員提案され、平成17年5月改選時から12人から10人に減員されました。人口規模からみても、さらに減員をするべきとの声もあり、議会内で検討を続けてきました結果、平成20年9月定例会で議員定数を8人とすることを決定し、平成21年4月の選挙から実施しました。

イ 議員活動

毎年実施している県、郡の議員研修会に出席し、議員の資質の向上に努めるとともに、平成24年度は元気塾の皆さんや女性の会及び昭津区との懇談会を行いました。今後、さらに色々な団体や新規就農者等の皆さんとの懇談会を計画しています。また、議会独自で事業評価を行い、行政視察研修での良い事例を生坂村でも反映されるよう、研究・検討していきます。平成24年12月12日には、平成25年度新規事業の提案文書を村長に提出しました。

村政に関する課題及び村民の意見を把握し、村民の負託に答えるとともに、議員活動についても村民の皆さんに説明していきます。

また、議会基本条例についてこれから研究をしていきます。

ウ 議会の議員の報酬

報酬については、平成14年度から19年度までは暫定的に2～10%の減額をしてきましたが、平成20年度は条例の本則を変え、今までの暫定的な削減より手当も含めた年間の支給額で低くなる額となりました。また、平成20年度までの減額状況は次の表のとおりです。

(単位：％・千円)

職名	条例	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度から
	金額	減率	金額	減率	金額	減率	金額	条例改正により
議長	290	8	267	10	261	10	261	267
副議長	217	8	200	10	196	10	196	200
委員長	197	8	182	10	178	10	178	182
議員	195	8	180	10	176	10	176	180

(条例の額の変更により、手当を含めた総額は減ることになります)

平成 20 年度の条例改正（議員定数の減）により、議員の人件費が 663 万 6 千円程削減となりました。

(2) 常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職の給与は、平成 14 年度から 19 年度まで 10%～30%減額してきました。平成 16 年度は機構改革を行い、収入役を置かず、その職を助役が兼掌するため、常勤の特別職は、村長、助役、教育長の 3 名となりました。

つづいて、平成 19 年度には、法改正で助役が副村長、収入役は一般職の職員が行うことになり、総務課長が会計管理者を兼ねました。平成 23 年度からは副村長を置かず、会計管理者を置いています。現在、常勤の特別職の給与の減額状況については、下の表のとおりです。

(単位：％・千円)

職名	条例	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	平成 23 年度
	金額	減率	金額	減率	金額	条例改正により	
村長	775	20	620	30	543	645	
助役	641	16	539				
副村長	641			24	488	547	設置せず
収入役	604						
教育長	543	11	484	12	478	500	

(条例の額の変更により、手当、退職金を含めた総額は減ることになります)

なお、平成 19 年度までの減額は、期間及び減額率を定めた特例措置でしたが、平成 20 年度からは、長野県の 5,000 人未満の町村の平均報酬額を考慮し条例の給料額を減額改正しました。この改正により、給与、手当等で平成 19 年度に比べ 52 万 5 千円程削減となり、退職金の年相当額で 107 万 7 千円程度支給額が減ります。

また、平成 22 年度人事院勧告により、村長、副村長、教育長の期末手当を 0.15 月引き下げました。さらに、現在は副村長を置かないため、人件費が 1,000 万円程度削減されます。

(3) 財政

ア 地方交付税の動向

地方交付税においては、これまでの決算でもわかるように歳入の大半を占めており、当村は、交付税依存による財政運営と言えます。

普通交付税では、平成 22 年の国勢調査による人口の減少や平成 24 年度の積雪級地の見直し等により普通交付税の算定基礎そのものが縮小となってきたことから、将来的に地方交付税は減収となる厳しい状況が予想されます。

地方交付税の状況（平成 17～24 年度実績、平成 25～29 年度見込）

（単位：万円）

年 度	地方交付税	増減額	(左記のうち)	
			普通交付税	増減額
平成 16 年度	11 億 6,263	▲ 4,844	10 億 2,935	▲ 6,705
平成 17 年度	11 億 4,723	▲ 1,539	10 億 5,368	2,432
平成 18 年度	11 億 2,345	▲ 2,378	10 億 1,617	▲ 3,750
平成 19 年度	11 億 2,869	+ 524	10 億 1,078	▲ 539
平成 20 年度	11 億 8,417	+5,548	10 億 5,957	+ 4,879
平成 21 年度	11 億 9,994	+1,577	10 億 6,830	+ 873
平成 22 年度	12 億 4,683	+4,689	11 億 3,356	+ 6,526
平成 23 年度	12 億 3,325	▲ 1,358	10 億 9,802	▲ 3,554
平成 24 年度	11 億 5,415	▲ 7,910	10 億 3,699	▲ 6,103
平成 25 年度	11 億 4,300	▲ 1,115	10 億 3,300	▲ 399

平成 26 年度	11 億 2,500	▲ 1,800	10 億 2,500	▲ 800
平成 27 年度	10 億 8,100	▲ 4,400	9 億 8,100	▲ 4,400
平成 28 年度	10 億 4,600	▲ 3,500	9 億 6,600	▲ 1,500
平成 29 年度	10 億 3,600	▲ 1,000	9 億 5,600	▲ 1,000

イ 財政の状況及び取り組み

当村の財政状況は、歳入においては自主財源である地方税は減収傾向となっています。交付税は、国の経済対策や財源措置によりこれまで安定した収入が見込まれてきましたが、今後の見通しにおいては、国の財源措置は見込まれておらず、人口規模に応じて、年々減少していくものと考えられます。また、人口が減少しつつも、高齢者人口が多いことから、社会福祉経費などは今後も必要となり、支出の減額は見込めない状況となっています。

これらのことから、将来的には、村の財政運営上、財源不足額が生じることも考えられるため、以下のとおり、取り組みを継続し実施していくこととします。

- ・歳出における徹底的な見直し、削減（事業の点検、評価によるハード事業の縮小、事務事業の廃止、縮小、公共施設のLED照明推進によるコスト削減）
- ・繰上返済などによる公債費の適正な償還、将来的な負担を考慮した村債の発行抑制
- ・村づくり計画、その他事業計画に基づく健全、確実な事業遂行
- ・財政状況の積極的な情報公開（広報いくさか、ホームページ、ICN〈生坂村コミュニケーションネットワーク〉の活用など）

ウ 今後の財政見通し

歳入では、これまでの収入状況を踏まえ、地方交付税は、各算定費目や公債費算入による需要額を加味し、歳出は予想されるすべての事務事業を細節ベースで細かく積み上げ、今年度から平成 29 年度までの財政状況をシミュレーションした結果、今後 5 年間は財源不足による基金の取崩しを行わず運営できる見通しですが、各年度において、大きな余剰は見込まれていないことから不測の支出によっては、基金を繰り入れることも考えられる状況となっています。今後も、行政評価等の見直しを実施しながら、事業を進める上で必要性や緊急性を充分に見極め、持続可能な財政運営を目指していくことが重要であると考えられます。そのためにも、毎年度村政懇談会を行い、住民が真に必要なとする事業を見定めていきます。

※ 財政シミュレーションに関する資料は 47～51 ページに添付しています。

エ 過疎対策事業債

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により実施されていますが、この法は施行年次が定められた時限立法であり、平成 21 年度が期限とされていましたが、平成 22 年度に同法を改正し過疎対策事業債の対象事業として地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等に関するソフト事業が加わり、法の施行年次も 6 年間の延長となりました。また、ソフト事業については、継続的に村の実状に応じた事業に活用を図っていくこととし、これにより生じた資金は、将来的に村の事業へ活用が図られるよう、年度ごと基金へ積み立てをしています。

(4) 行政運営及び職員給与

役場の職員数については、平成 11 年度 52 人いた職員が、平成 17・18 年度には 42 人、平成 19 年度に副村長・教育長の職員からの登用で 2 名が減員され、平成 11 年度に対比し、12 名が純減され 40 名となっています。また、平成 20 年度末では 1 名が退職し、平成 21 年度は新規採用を 1 名行いました。平成 24 年度から、定年による減員対策により 1 名の新規採用を行いましたが、福祉など住民サービスが低下しないように効率の良い内部組織構成を検討しながら、人事の活性化を図り、年齢構成のバランスをとるため、新規職員の採用を考慮していきます。

ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。

また、人事院勧告により、次のように平成 18 年度から給与制度を改正しました。

- ・ 俸給表を 8 級制から 6 級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。
- ・ 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに人材育成を図ります。
- ・ 職員の昇給は、55 歳以上昇給抑制になりました。

イ 村づくり推進室の活動

平成 18 年に村づくり推進室を設置し、村づくり計画を村民総参加の計画に近づけるため、1 人でも多くの村民から村づくりについての意見を出していただくよう村政懇談会を実施し、その意見を検討し当計画に反映していきます。

また、第 5 次総合計画で計画した、地域活動の基盤づくり、ボランティアの統一化、広域交流の推進、空き家の利用、廃屋対策について調査研究し事業推進を行います。

すべての事務事業について、毎年度評価・見直しを行い選択、効果的に事業を実施し、行政経費の削減合理化を図っていきます。

平成 22 年度においては、空き家バンク制度を立ち上げ、約 20 軒の所有者のご協力により空き家登録を行い、村内へ永住を希望する方に紹介しています。平成 24 年度までに、空き家バンク制度を利用し 5 世帯の方が移住しました。今後も空き家の再調査を行い、定住希望者の募集強化を図っていきます。

事業評価については、平成 19 年度から 5 年計画で様々な事業について実施してきましたが、予定した事業の評価が終了したことから、平成 24 年度から新たに第二次事業評価として、平成 28 年度までの評価予定により各事業の評価を実施し、事務事業に反映していきます。

また、平成 23 年度から新設しました村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

さらに、地域発 元気づくり支援金を活用し、地域リーダーを育てる事業として各区より 3 名、議員、地区担当職員が参加し「生坂大好き塾」を平成 23 年度から開催しています。3 年目となる今年度は、松本大学との域学連携事業を活用し「生坂大好き塾」を開催して、地域リーダーの育成を図り、各地区ごとの特徴を活かした地域づくりにつなげていきます。

また、人口の減少と高齢化により道路整備や農地の保全など、困難となる集落が出てきていることから、今年度から生坂大好き隊員（地域おこし協力隊員）と集落支援員の協力体制による地域づくりと様々な支援の充実強化を図っていきます。

ウ 職員資質の向上

職員の資質向上・意識改革についても、自己能力を 100%引き出すため研修センター等の研修機会を活用し、職員の資質向上を行い、地方分権に対応できる人材の育成に努めるとともに、人事評価制度を平成 23 年度から本格導入しました。この評価結果の給与への反映により、意欲ある人材の育成に努めていきます。

エ 住民対応の充実

多様化する住民ニーズに対応し、住民が必要とする事業について、積極的に国・県と協議し事業推進を行っていきます。窓口の対応についても、迅速かつ親切な対応に心がけ、住民の満足の向上を図っていきます。

オ 行政のスリム化

財政規模の動向に合わせて、長期的な展望の中で公営企業・公益法人等も含めた定数を定め、効率的かつ弾力的な人員配置を検討します。

カ 行政改革のさらなる推進

平成 13 年度から行政改革を行い、次の表のように人件費で 1 億 2 千 3 百万円、物件費の経常的経費で 4 千百万円（平成 18 年度には電算の更新が 4 千万円かかりましたので増えています。）程削減しました。また、平成 20 年 3 月に制定した条例により複数年の契約ができるようになりましたので、公共施設の管理に関する委託料及びコピー機等の賃借契約について、さらに委託料の削減を図ります。今後も発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚等を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを基に、さらなる改革を断行します。

これに加え、平成 19 年度より実施した事務事業評価が昨年度に全事業評価終了したことから平成 24 年度から平成 28 年度にかけて新たに評価事業を定め、事務事業の評価を行い、住民が必要とする事業を見定めていきます。

年度別決算状況（普通会計・人件費及び物件費）

【単位：万円】

項目 年度	人件費 (前年度 比)	物件費 (前年度 比)								
			賃金	旅費	交際 費	需用費	役務費	備品 購入	委託料	その 他
12	45,636	27,995	3,955	771	139	9,970	1,119	368	7,233	4,440
	(▲2,022)	(▲2,587)	(▲66)	(▲231)	(▲17)	(▲886)	(▲171)	(▲593)	(▲241)	(▲382)
13	44,506	27,532	3,585	690	151	9,441	1,153	542	7,871	4,099
	(▲1,130)	(▲463)	(▲370)	(▲81)	(+12)	(▲529)	(+34)	(+174)	(+638)	(▲341)
14	44,142	26,639	3,442	688	138	9,086	1,046	703	7,735	3,801
	(▲364)	(▲893)	(▲143)	(▲2)	(▲13)	(▲355)	(▲107)	(+161)	(▲136)	(▲298)
15	42,042	27,155	2,845	503	106	7,540	1,239	665	10,680	3,577
	(▲2,100)	(+516)	(+597)	(▲185)	(▲32)	(▲1,546)	(+193)	(▲38)	(+2,945)	(▲224)
16	38,214	26,790	2,605	318	71	6,738	1,278	279	12,632	2,869
	(▲3,828)	(▲365)	(▲240)	(▲185)	(▲35)	(▲802)	(+39)	(▲386)	(+1,952)	(▲708)
17	33,320	23,867	4,433	315	35	6,213	1,182	168	9,629	1,892
	(▲4,894)	(▲2,923)	(+1,828)	(▲3)	(▲36)	(▲525)	(▲96)	(▲111)	(▲3,003)	(▲977)
18	35,160	27,507	4,434	349	23	6,427	1,039	272	13,122	1,841
	(+1,840)	(+3,640)	(+1)	(+34)	(▲12)	(+214)	(▲143)	(+104)	(+3,493)	(▲51)
19	36,131	25,620	4,282	244	37	6,705	972	489	10,765	2,126
	(+971)	(▲1,887)	(▲152)	(▲105)	(+14)	(+278)	(▲67)	(+217)	(▲2,357)	(+285)
20	35,413	26,869	4,635	194	31	7,091	962	647	11,058	2,251
	(▲718)	(+1,249)	(+353)	(▲50)	(▲6)	(+386)	(▲10)	(+158)	(+293)	(+125)
21	34,360	32,020	5,509	201	24	6,768	1,232	1,237	15,052	1,997
	(▲1,053)	(+5,151)	(+874)	(+7)	(▲7)	(▲323)	(+270)	(+590)	(+3,994)	(▲254)
22	34,186	32,300	5,926	176	22	6,369	1,127	1,868	14,387	2,425
	(▲174)	(+280)	(+417)	(▲25)	(▲2)	(▲399)	(▲105)	(+631)	(▲665)	(+428)
23	34,587	31,591	7,075	245	37	6,840	1,090	1,451	12,429	2,424
	(+401)	(▲709)	(+1,149)	(+69)	(+15)	(+471)	(▲37)	(▲417)	(▲1,958)	(▲1)

キ 情報公開体制の確立及び高速情報通信施設の整備

広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の連携を強化し、維持管理経費と事業効果を比較検討し低コストで、効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

I C Nの自主放送について、平成 21 年度からデジタル放送で放映できるよう整備しました。これに合わせ、議会本会議の中継の実施、放映ソフトの拡充を行い、放送内容の充実を図りました。また、平成 24 年度からは従前の文字放送に合成音声システムを導入し、小さな子どもから高齢者までが視聴しやすい自主放送に努めています。

平成 19 年度に各情報公開事業を総合的に検討する情報発信委員会を設置しました。各情報公開事業の連携を強化し効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

また、広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の内容の充実を図るため、現在、情報モニターとして6名の方を委嘱しています。

平成 21 年度に地域情報基盤整備事業により、高速通信回線の整備を行いました。この事業実施により、インターネットサービス等の内容が拡充されました。平成 22 年度においては、当施設をN T T東日本と長期的賃貸借契約を締結し、光フレッツサービスの提供を行い、約 310 件の家庭で加入していただき利用しています。

ク 村営バス運行事業【村営バス、周回バス、保育園バス、スクールバス】

バスの運行管理業務について平成 16 年度から入札を行い、民間委託により経費削減に努め事業を行ってきました。

しかし、平成 19 年度から始まった安曇野市によるデマンド交通の実施と平成 20 年度から明科地区のスクールバス利用もなくなり、利用者の減少により運賃収入が著しく減っております。

そのため、村では「生坂村地域公共交通協議会」を平成 20 年 3 月に立ち上げ、平成 20 年度に国の「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用し、運行の見直しを行いました。その結果、平成 21 年度から村営バスの愛称を『いくりん』とし、バスの小型化、周回デマンドバスの導入、やまなみ荘を起終点とした路線バスと周回デマンドバスとの乗り継ぎの利便性向上を図り、また夜 8 時台の周回デマンドバスは高校生の部活動に対応できるようにするなどの実証運行を 3 年間行い、平成 24 年度から本格運行に移行しました。今後、持続可能

な運行システムの構築を目指しています。

平成 24 年度からは、運行事業費に対する継続的な補助を受けるため、国の地域交通確保維持改善事業を活用し、村負担経費の削減に努めていきます。

ケ 消防団の組織と再編成

現在、3分団制 8 部で構成されており、団員の条例定数も 155 名として 8 年を経過した現在もその定数で活動しています。定数を減らさずに活動してきた事が評価され、消防庁長官の地域活動表彰を受賞しました。

平成 21 年度には、幼少時からの消防活動への理解を深めるため、保育園児による『いくつ子消防団』を結成して、出初式に参加するなどの活動をしています。

現在の消防団員は団員適齢者が年々減少し、155 人の定数を満たすことも困難となりつつあるため、今後は本部の体制強化（役場職員の団員化）や分団の組織改革を行い、機能別分団・団員の構成の検討と、消防協力隊などとの連携により有事における初動体制の強化を図ってまいります。

コ 防災対策

各地区に自主防災組織の立ち上げをお願いし、平成 23 年度に 10 区で自主防災会が設立されました。地域防災力の低下を防ぐため、村では宝くじ助成事業を活用し、10 区全てに自主防災倉庫並びに資機材を整備しました。整備された資機材等を活用し、災害時における住民と行政の協働による活動を推進していきます。

平成 21 年度には、ハザードマップを作成するとともに、地域防災計画の見直しを行いました。このハザードマップを自主防災組織等で活用し住民が危険場所を把握して、災害時に迅速な対応ができるよう推進していきます。

また、避難所としているやまなみ荘に太陽光発電が整備されたことから、大規模停電時にも瞬時に対応できる避難所として活用するとともに避難方法や避難所の整備についてさらに検討していきます。

今年度は、緊急情報を直ちに防災行政無線（同報系）のスピーカーや個別受信機から放送できる全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置を整備し、緊急時の情報伝達体制を強化します。

また、緊急時の医療体制の整備や村内に居る看護師の協力、確保など新たな地域防災計画の改正にあわせて実施していきます。特に、災害時の医療救護体制の整備については、当村

において大きな課題となっておりますが、3市5村、医療関係で構成されている松本広域圏救急・災害医療協議会において広域的に対応ができるように検討協議されています。本年度中に災害時の医療連携に関する指針が策定される予定となっており、それらをもとに、災害時の医療救護体制の強化を図ります。

サ 交通安全・防犯体制の確立

安曇野交通安全協会生坂支部や安曇野警察署の協力を得て、保育園、小・中学校の交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

地域の防犯思想の高揚、普及を図るため、平成23年度に生坂村防犯協会を設立しました。青少年の健全育成や非行防止、また、一人暮らしの高齢者の犯罪防止などに関係機関や各種の団体と連携を図りながら、地域ぐるみで防犯体制の確立に努め、複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。

シ 選挙（投票区の区域の変更）

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は2千人を割り込み、各投票区における有権者数の格差が徐々に拡大する傾向にあります。選挙を行うについて、各投票所に管理者・立会人・選挙事務従事者等の報酬及び事務経費が必要となります。投票率の向上や投票の利便性は最も重要なことですが、選挙制度の改正で期日前投票や郵便投票など、有権者が投票しやすい環境が整備されました。このため、行政の効率化や経費削減の趣旨から、投票区を5から3に減らし今年度から変更しました。

◆住民部会◆

（1）村の収入・財源確保

ア 村 税

（単位：万円）

	平成24年度	平成25年度	比 較	備 考
個人住民税	5,449	5,396	△53	
法人住民税	801	802	1	

固定資産税	8,766	8,730	△36	
軽自動車税	560	587	27	
村たばこ税	236	252	16	
計	15,812	15,767	△45	

※平成 24 年度は当初予算（現年分のみ）

※平成 25 年度は当初予算（現年分のみ）

① 個人村民税

長引く不況による景気低迷により給与所得や営業所得などは伸びず、人口の減少や高齢化により増収は望めません。

② 法人村民税

一部企業には好調の企業もあるものの、長引く不況の影響で村内企業は全体としての業績の伸びは見込めません。

③ 固定資産税

新築家屋の件数も少ないため評価額は減少するほか、償却資産の減少により減収の見込みです。

④ 軽自動車税

所有台数はわずかに増加しているものの横ばい状態です。

⑤ 村たばこ税

平成 22 年 10 月のたばこの値上げや禁煙者の増加により販売数の減少が進みましたが、現在は横ばいの状況です。

イ 収 納

主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められますので、村税は現年度分の収納率 99%以上、国民健康保険税は収納率 98%を目標として、8月・12月と5月を滞納整理強調月間にして村職員全員で徴収事務にあたり、徴収率の向上に努めています。また、県の個人県民税対策室と協働滞納整理の協定を結び、長野県地方税滞納整理機構の協力を得ながら大口や悪質な滞納者に対応し、村全体の滞納額の減少に努めています。

(2) 児童福祉

ア 保育施策

園児数は減少傾向にありますが、保育のニーズに応える施策を進めていきます。

・仕事をしている保護者への子育て支援として、一時保育や体験保育、長時間保育（早朝・夕方）を行っているほか、育児に対する悩みを軽減するために子育て相談も行っています。そして、一人ひとりの子どもたちをしっかりと見守る保育に取り組んでいます。

・平成 23 年度から地域と連携しての防災活動を行っていますが、今年度も元気づくり支援金を活用し、より実践的な訓練を行い、地元の皆さんや保護者とともに防災意識の向上に務めていきます。

・補助制度で購入をした絵本を有効に活用し、子ども達が絵本好きになることは勿論、保護者の方々にも絵本の選び方、与え方を知って、本好きにするための活動を進めていきます。

・異文化を子ども達に伝えることを目的に平成 21 年度から『イングリッシュランド』事業を行っていますが、今年度も年間 15 回行い、保育内容の充実を図っていきます。

・平成 21 年度から行っているエコ活動は、食育活動と併せ、物の大切さや環境への意識を高めるためにこれからも続けていきます。

イ 児童手当制度

平成 24 年 4 月に「児童手当法」が改正され、4 月以降の手当が、「子ども手当」から「児童手当」に変更されました。また、6 月の手当からは所得制限が適用されます。

(3) 社会就労センター

昨今の厳しい経済情勢下で授産事業などへの発注の減少や雇用情勢の悪化に伴い、生活困窮者、障がいのある人の働く場所である社会就労センターの役割は益々重要となっています。安定した事業経営に向けて、現在下請け中心の作業に取り組んでいます。「生きがい活動」的な施設として位置づけ、地域に根ざした就労、活動といった取り組みをしていきます。利用者の就労の機会と工賃アップや社会参加を促進すると同時に、企業と緊密な信頼関係を構築して長期的な取引ができるように努めていきます。

また、特に新政権では金融緩和を掲げており国内の景気回復のための政策が強化される見込みから、今後取引企業から社会就労センターへのさらなる受注の増を期待しています。

(4) 後期高齢者医療制度

後期高齢者の健康管理意識の啓発及び健康相談等を通して、事業を推進していきます。

また、制度加入時に保険料負担のなかった方や低所得者の負担が増えないように、制度修了まで軽減措置を行っていきます。

また、要望のあった人間ドックの助成は国民健康保険と同様に日帰り 25,000 円、1泊 30,000 円で実施し、広く啓発していきます。ただし、申請受付期間は4月から1月までとします。

(5) 歯科診療所

今年度も、昨年に引き続き元気塾・健康応援隊と一緒に巡回診療を行います。通院に不便なため口腔疾患の診断、治療が遅れがちの方々を早期診断・早期治療につなげていきます。また、妊婦を対象にした検診や子供の口腔衛生意識の向上に努め、予防医療により利用者の増加を図ります。

(6) 環境衛生

ア 環境保全

村内一斉美化運動など住民と行政とが協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組み、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため、村内全域に監視員を配置しパトロールを実施します。また、必要に応じてネットや看板をこれからも設置します。

一般家庭ゴミについては、分別収集を住民に徹底し、ゴミの減量化、再利用、再資源化に努めていきます。ゴミの減量化としては、生ごみ処理機購入の補助を推進するとともに、や公共施設のさらなるごみの減量化を図っていきます。また、県で推進しているレジ袋無料配布中止活動の取り組みとして、マイバック持参の啓発をしていきます。

平成 24 年度から地球温暖化防止対策設備設置費補助金として、ソーラー発電施設などへの補助制度も導入していますので、積極的に推進していきます。

イ 火葬費用

平成 24 年度から人生の終焉を迎える火葬場での火葬料 7,000 円の個人負担を、加入している豊科広域葬祭センターに限り、村で負担していきます。

(7) やまなみ荘

今年1月に生坂村・池田町・松川村商工会の指導員から、やまなみ荘の過去3年間の経営状況から現状の課題を指摘し、解決に向けての提案をいただきました。

その中で、やまなみ荘の提供できる癒しを商品化することや、トレッキングや巨峰などの特徴を活かして季節ごとの企画を作り、年間計画を立てること。経費削減に向けての取り組みを提案しています。また、一番大事なものは、来ていただいたお客様に喜んでいただける接遇と、声になっていないクレームに気づき改善していくことだと書かれています。

これらの提案をもとに、お客様に満足していただけるよう、日々の業務内容をチェックしながら、ゆっくり過ごしていただける施設にしていきます。

◆健康福祉部会◆

(1) 高齢者福祉

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、また自立した生活が少しでも長く続くよう、「いくさか大好き隊員」による高齢者の生活を見守る事業を行っています。高齢者のみの世帯が増加し日々の見守りが大切となり、課題となってきています。それぞれ世帯により環境が異なることを考慮し、どのような見守り事業が有効且つ利用できるかについて検討します。これまでも隣近所での見守りは行われてきているところですが、今後も引き続き地域での見守りが行われるよう啓発に努めます。

また平成23年度から「かしわ荘」と「はるかぜ」の利用者を家族が一時的に介護等ができない場合、両施設に宿泊できる緊急宿泊支援事業に取り組んでいます。生活に密着した様々な支援を図るとともに、介護保険制度の充実及び社会福祉協議会との連携により、様々な介護予防サービスの提供を行っています。

生坂村社会福祉協議会については、主体的な取り組みを基礎とした民間組織であるという基本原則のもと、平成24年度に開催・諮問した「あり方検討委員会」での答申を受け、理事・評議員等の役職員の構成を見直すことなどが予定されており、そうした自主的な運営に向けた取り組みを支援します。

ア いくさか敬老の日

村内に住む70歳以上の方全員を対象に、年1回「いくさか敬老の日」を開催します。高齢者に対し、今迄のご苦勞に感謝の意を示すとともに、楽しいひとときを過ごせるような内容を考えていきます。

イ 養護老人ホーム運営事業

措置入所となる養護老人ホーム（温心寮）は松塩安筑老人福祉施設組合で運営されており現在1名が入所しています。引き続き事業運営に参加していくとともに、入所要綱に沿い施設介護が必要と判断された場合は、速やかに入所できるよう判定会議への参加、施設側との連携等をしていきます。

ウ 高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」

入居は、交通の便が悪く特に冬場は移動が困難な一人暮らしや二人暮らしの高齢者が、利用することを重視しています。介護認定を受けた方も、安心してデイサービス、ヘルパー派遣事業を利用しています。自宅で農業等に従事することもでき、介護予防を兼ねながら活用しています。

エ 一般高齢者事業 元気塾

一般高齢者を対象に 介護予防目的で行っている事業です。元気な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、ストレッチ体操、筋力アップ、認知症予防等の指導を継続します。

オ 特定高齢者事業 お達者教室

生活機能評価表の結果を基にスクリーニングされた方々を対象に、介護予防を実施しています。

個々の介護予防ケアプランに沿って、1人ひとりのプランを基に、運動、栄養、口腔、生活機能総合（認知、うつ、閉じこもり）の改善を図っています。

カ 配食サービス

高齢者、障がい者が自立した在宅生活を送れるよう支援するため、福祉事業の一環として配食サービス事業を継続します。配食回数は週6日とし、うち5日間は社会福祉協議会へ委託、1日はボランティアによる調理・配食とし事業を実施しています。

キ 軽度生活援助

日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯、障がい者の自立した生活を支援します。介護保険制度が創設されたことに伴い支

援は週1回とします。サービス提供者（社会福祉協議会）との連携を密にし、介護保険制度へのサービス移行をスムーズに行い、利用者に不利益が生じないよう事業を進めていきます。

ク 福祉有償運送サービス

自宅と病院間の移送、介助や投薬の受け取り及び日常生活用品購入のための移送を行います。対象者は下記のいずれかに該当し、社会福祉協議会の会員に登録した方です。

- ① 通院等に支障をきたし介護保険法で認定された方
- ② 障害者手帳をお持ちの方
- ③ 一人暮らし、二人暮らしで、バス停までの距離が遠く、介助が必要な概ね65歳以上の方

ケ 家族介護用品支給事業

在宅で生活している要介護認定3以上の高齢者を介護している家族に、介護用品の購入に係る費用の一部を助成します。要介護4・5と認定されていて、村民税非課税世帯の方には月5,000円、それ以外の方には月1,000円を助成します。対象となる介護用品は、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・防水シート・おしり拭き・清拭剤及びドライシャンプーです。

コ 寝たきり者理髪給付事業

寝たきり在宅高齢者（要介護認定3～5、且つ障がい高齢者の日常生活自立度B判定以上）の方に対し、在宅訪問による理髪を受けるための費用の一部を助成します。助成金額は1回2,500円で年度における給付回数は6回以内とします。ただし、デイサービス等に理髪業者が出向いた場合の助成金額は1,000円とします。

サ 長寿会連合会

長寿会への加入者が増加するよう会と協議し、活動内容の検討を行います。

シ 成年後見制度

権利擁護意識の啓発活動に努めるとともに、成年後見制度の啓発・活用を勧めます。成年後見制度については、2市5村で設置している成年後見支援センター「かけはし」と連携しながら体制を強化していきます。

(2) 介護保険

平成12年に導入された介護保険制度は、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本として、制度の「持続可能性」を高めつつ、介護予防の推進や地域包括ケアの充実をめざし

てきました。3年ごとに見直しされる計画は平成24年度から第5期計画となりました。引き続き介護予防の推進に重点を置くとともに、高齢者が地域の中で孤立することのないよう地域で支え合い高齢者の自立を支援していきます。

また村においては認知症高齢者の増加に伴い、認知症対応型デイサービスセンター「はるかぜ」が平成22年12月に開所しました。認知症の方またご家族に専門的なケア・介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていける体制を整えていきます。

第5期の介護保険料は、介護保険事業にかかる給付費と被保険者数等を基に保険料を算出し、所得に応じた6段階で、基準月額を第4期より400円値上げして3,680円に設定しました。

ア 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担います。健康管理センター内に設置し、業務は下記のとおりです。介護予防事業等、社会福祉協議会と連携し実施していきます。

○ 包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談・支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ・家族介護交流会の開催

○ 介護予防支援業務

- ・指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施

(3) 障がい者福祉

ア 障がい者の自立支援

障がい者が、住みなれた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障害者自立支援法に基づきそれぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援を継続していきます。

- ・在宅支援事業
- ・施設支援事業
- ・補装具修理・交付及び更正医療の給付事業
- ・社会就労センターへの通所事業
- ・地域生活支援事業（日常生活用具給付、移動支援等）

イ 障がい者の虐待防止

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、障がい者の虐待防止に関する法律が平成24年10月から施行になりました。健康管理センターを虐待防止センターと位置づけ、届出や相談への対応、関係機関と連携し迅速な対応ができるよう努めていきます。児童、高齢者も含めた虐待全般について対応をしていきます。

（４）福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障がい者のための施策として、県単福祉医療制度との整合をとり、必要と考えられる制度は村単で対応するため、障がい者の対象制限を緩和し、乳幼児の対象者を拡大することで安心して生活できるよう維持します。

- ・県単福祉医療給付事業
- ・村単福祉医療給付事業（乳幼児の対象は平成23年度から18歳までの医療費無料化）

（５）保健医療

ア 健康づくり

母子保健の充実と健康教室等の開催により健康づくり意識の高揚を図り、各種健診と健康相談による病気の早期発見や生活習慣病の予防に努め、健康に生活する事で医療費の削減を図ります。

健康応援隊で、地域に運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科医師などが出向き、食生活改善推進協議会、健康推進員の協力を得ながら特定健診の受診を勧め、積極的な健康指導を行っています。

健康や医療に関する正しい情報の発信に努めます。その中でもジェネリック医薬品について啓発普及に努め、正しく理解し選択できるようにしていきます。

特に母子保健については、安心して妊娠できる環境と保健管理の向上、子育て支援を目的にした犀龍小太郎助成金により助成します。

- ・犀龍小太郎助成金

- ① 不妊治療助成事業

- 不妊治療をしている方については年 10 万円を限度として助成します。

- ② 妊婦健診助成事業

- 妊婦健診公費負担 14 回分以外の健診に要した費用について、健康診査料の自己負担 5 回以内 25,000 円を限度に助成します。

- ③ 幼児～18 歳までのインフルエンザ予防接種助成

- インフルエンザ予防接種に対して助成します。

- ・妊婦歯科健診

- ・乳幼児健診及び教室と各種予防接種

- ・母と子の教室

- ・幼児眼科検診

- ・各種がん検診、循環器健診

- ・健康教室及び個別健康教室

- ・健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営

- ・高齢者インフルエンザ予防接種

イ 医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化しながら、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる医療体制づくりに努めます。

- ・村内内科医訪問診療

- ・どこでもMY（マイ）病院の研究

- ・休日当番医（塩筑医師会）

- ・救急医療（総合病院及び広域消防）

- ・隣接市町村医師会による乳幼児・高齢者予防接種

- ・隣接市町村の総合病院改修費用の一部負担

- ・予防接種相互乗入れ制度の活用

ウ 母子保健と育児支援

平成 15 年 7 月に、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、村でも、平成 17 年度から平成 21 年度までの前期計画を策定し、少子化対策・母子保健事業関連の対策を推進してきました。今後さらに、前期計画を継承するため平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画により、出生から育児の支援対策を充実させ、各母子保健事業ならびに育児事業を推進していきます。

- ・要保護児童等対策協議会を設置し、児童虐待防止に向け地域の関係機関等の情報交換、適切な連携の下で対応していくこととします。(要保護児童等対策協議会は児童虐待の他、高齢者虐待、配偶者からの暴力防止についても対応いたします。)

- ・子育て支援相談への協力（教育委員会と連携を図る）

- ・事務事業評価の結果により、行政改革推進委員会に諮問し拡充の答申を受け、平成 24 年度から出産祝金を次のとおりとしています。

第 1 子 50,000 円、第 2 子 100,000 円、第 3 子以降 200,000 円

(6) 国民健康保険

医療費が年々増加する傾向ですが、原因の分析を行い医療費の抑制に努めていきます。特に、保健師や看護師による訪問指導に力を入れ、多受診の防止やジェネリック医薬品を正しく理解し選択できるよう啓発普及を行います。また、レセプト点検の際に糖尿病や高血圧などの生活習慣病につながるものを拾い出し、保健指導を積極的に行います。

平成 20 年度から特定健診・特定保健指導を行っています。村では、これまでの 5 年間に実施した事業の評価を行い、平成 29 年度を目標にした「特定健診・特定保健指導実施計画書」を策定しました。この計画では、特定健診受診率、特定保健指導実施率の目標値をともに 60%に設定し、受診率等の向上に努めます。そのため実施している人間ドックの助成、日帰り 25,000 円、1 泊 30,000 円を継続し、特定健診についても、集団検診と個別検診により実施していきます。特に個別検診は、集合契約や近隣医師会との契約により、受診しやすい環境づくりに努め、医療費の削減につながるよう広く啓発していきます。

(7) 国民健康保険税

国民健康保険税については、年々被保険者数が減少し、税額算定基礎の課税所得額と固定

資産税額も減少していることから、税額を平成 23 年度と平成 21 年度を比べると約 650 万円減少しました。

一方、医療費の支払額は平成 23 年度から平成 24 年度で約 1 % 増加となり、今後も増加することが予想されます。また、後期支援金と介護納付金の支払額は年々増加しています。このため、平成 24 年度には約 4 割という保険税の大幅な値上げをし、保険税収入が 1,500 万円程増えたものの収入は不足し、基金を取り崩して対応していますが、この基金も残りわずかとなりました。これ以上の値上げは住民負担が大きすぎるため一般会計からの法定外繰入(補助)も検討する必要があります。

◆振興部会◆

(1) 土木関係

ア 道路維持

各地区の要望箇所の現状を早期に把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

地域の住民と協働で実施する「おてんま」は、策定した要綱を基に原材料支給方式で実施します。

道路改良については社会資本整備総合交付金事業を導入し、1 級 1 号線の改良を平成 22 年度から実施しています。北平地区は今年度事業で完成に努め、草尾地区も今年度実施設計を予定しています。また、村道の橋梁についても橋梁長寿命化策定計画を策定し橋梁の維持管理を行っていきます。

他の路線についても地域と協議し、計画的に必要な路線の改良・舗装を実施します。

イ 村道除雪

現在の除雪路線や除雪基準は当分の間、特別な事情がない限り現行どおりとします。また、地区に貸し出している小型除雪機は管理方法を周知し、効率的・有効的な活用が図れるよう努めます。

ウ 村営住宅建設

空室となっている住宅については村のホームページに掲載するなどの入居募集をし、空

室の無いように努めています。

若者定住促進住宅の建設を行い村に定住を希望される方に、住宅を払い下げることが可能となりました。また、平成24年度に2棟建設し、中村団地への建設計画は完了しました。

エ 治水・砂防

平成20年度には土砂災害警戒区域の指定を受け、異常気象時には自らが住んでいる場所の状況により避難対応を行うなど、災害を未然に防止するため、国・県との連携による危険箇所の把握や情報収集に努めます。

オ 河川環境整備

河川内に自生した樹木や雑草を地域住民と協働により伐採し、河川環境の改善を行うとともに活動組織の支援を実施します。また、河川を中心に「アレチウリ」が拡散し、農地や山林への被害を防ぐため、村民への啓発を行い、「県の駆除運動」に合わせ一斉駆除の推進に努めます。

(2) 林務関係

ア 松くい虫防除事業

近隣市町村との連携を図りながら、現在進めている空中散布事業を継続し、国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業は投資効果が上がらないことから、事業効果の見込まれる箇所及び枯損木の倒木等により通行の支障になる箇所を選定し実施していきます。

イ 森林整備

平成20年度から導入された「長野県森林づくり県民税」を活用し、集落周辺の里山において、機能回復・災害防止・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、間伐を中心とした里山整備事業を推進します。また、森林保全の重要性を住民に周知啓発し、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業、都市住民との交流や「森林の里親制度」に協力を希望する民間企業の受入れを推進します。

今年度に、森林資源を活用するため、上生坂新生地区で、林業再生総合対策事業により作業道路の整備を実施していきます。

地域木材資源の有効活用及び村内の商工業者の活性化を図るために、森林整備で伐採した木材を個人及び団体から搬入してもらいます。この搬入した木材を商工会が発行する、村内商工業事業所で買い物ができる地域マネーで、除間伐した地域材をシルバーセンターが買い

取り、シルバーセンターが薪として販売していく仕組みづくりを、商工会及びシルバーセンターと協議して進めていきます。

ウ 竹林整備

村内に生育する竹林からの資源を活用し、たけのこ・竹炭の生産販売に加え、たけのこの加工品の販路拡大に取り組み、原材料の確保及び景観整備として竹林整備の推進を図ります。

エ 林道整備

シルバーセンター等を活用し、林道の維持管理を中心に実施します。また、地域住民の協力による里山整備に必要な、林道・作業道等の開設にも取り組みます。

オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は村直営で管理し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。引き続き山菜園・きのこ園・竹林園の整備を行い、魅力のある里山づくりを目指します。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供により施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を斡旋し、間伐材を利用した収入増を図り、組合員の活気と経営向上を目指します。

(3) 下水道事業

健全な事業経営・維持管理業務を主軸に、下水管へのつなぎ込みや浄化槽設置を促進するため、補助事業の導入を継続します。また、将来人口の減少にともない総合的な管理体制の検討にも努めます。

なお、平成 24 年度に上下水道運営委員会と上下水道プロジェクト会議を行い、料金体系について協議検討を重ねてきました。その結果、村内の上下水道料金の公平化を図るために、今年度の 4 月 1 日から、下水道使用料を次のように改定します。

	各 家 庭 当 り の 人 員 数		
	1 人～2 人	3 人～5 人	6 人以上
一 般 家 庭	3, 6 0 0 円	3, 8 0 0 円	4, 0 0 0 円
	↓ 改正	↓ 改正	↓ 改正
	3, 9 0 0 円	4, 1 0 0 円	4, 3 0 0 円

年度当初4月1日の家庭人数で算定

※下生野（池沢を除く）・上生坂（小舟を除く）・草尾（袖山・牛沢・長谷久保を除く）地域を改定します。

（４）簡易水道事業

ア 生坂村簡易水道

老朽化した施設改修の計画的な実施、漏水調査の定期化、さらなる有収率の向上に努力し、平成20・21年度には政府資金の補償金免除繰上償還により、高額利率資金の繰上償還を行い健全な運営を図りました。

今後も引き続き、老朽化した施設については、施設の状況や地域状況を考慮し、適正な時期に更新を図ります。また、平成23年度から公民館等公共施設の基本料金を半額にして、各地区の維持費の軽減を図っています。

なお、国道19号の防災工事及び、県道大町麻績インター千曲線の山清路防災工事に伴い雲根地区、込地・重地区への簡易水道拡張事業について、平成23年度に作成した全体設計と、平成24年度から実施している水源調査結果に基づき、今後の給水計画を上下水道運営委員会と上下水道プロジェクト会議及び関係機関で検討を進めます。

水道使用料も下水道使用料金と同様に、村内の上下水道料金の公平化を図るため、今年度の4月1日から水道使用料を次のように改定します。

給水区域	量水器の口径	基本料金		超過料金（基本水量を超える1m ³ について）
		基本水量	料金	
小立野 下生野 日岐	13mm	10m ³	2,000円	250円
上生坂 下生坂 草尾	20mm	18m ³	6,000円	
昭津 大日向 宇留賀 古坂	25mm以上	40m ³	16,000円	

※ 宇留賀、古坂地区は13mm基本料金1,800円を2,000円に、超過料金は変わらず、小立野 下生野 日岐 上生坂 下生坂 草尾 昭津 大日向地区は超過料金1m³500円を250円に改定します。

(5) 商工振興

中小企業支援策として引き続き融資制度は進めていきます。

商工会設置補助については、池田町との連携実施による事務事業、事務局体制等を商工会と協議して補助金のあり方を引き続き検討します。

地域資源を活用した地場産品の開発支援を行い、雇用機会の創出により若者の定住を図ります。また、生坂マル得商品券（プレミアム商品券）の発行及び、住宅リフォーム等補助などにより、地域商工業の活性化対策を図ります。

平成 23 年度から商工会の主催で、商工感謝祭を実施しています。今後も商工感謝祭を継続し、商工業者の活性化につながるよう協力していきます。

(6) 観光事業

ア 公園の維持管理

公園に愛着を持ち、地域住民が維持管理を行っている施設については引き続き協力いただくとともに、地域住民と村、シルバーセンターとも連携しながら経費の削減を図ります。また、公園施設の設置目的等も検討し、村内各種施設や集客効果をあげるため、上野巨峰園と高津屋森林公園を遊歩道とグリーンパークブリッジでつなぎ、資源の有効的な活用を目指します。

上野農村公園内の準備休憩施設について、関係機関と調整したところ、建設時の目的の用途、農作業準備休憩施設として利用するのが好ましいと意見をいただきました。今後上野地区の農業者と協議して、有効利用するよう進めていきます。

イ 赤とんぼフェスティバル

村内最大のイベントとして定着しているお祭りです。このお祭りを大勢の村民及び村外からのお客さんが楽しめるよう、イベントの実施後に行う反省会の意見を参考に、赤とんぼフェスティバル I Nいくさか実行委員・区長合同会議で話し合い村民が楽しめるお祭りにしていきます。

ウ 観光資源の活用

数少ない観光資源を最大限に生かし誘客につなげるため、最低限必要な整備や効果的な手法を検討していきます。特に大城・京ヶ倉登山道は活用方法・維持管理等村民と確認しながら経済効果につながるよう進めていきます。

(7) 都市との交流事業

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、観光資源の乏しい当村では農業や農村風景を観光資源として農業体験ツアーを実施し、農業を通じた都市住民と村民との交流や自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて村民の活力と地域の活性化を図るとともに、やまなみ荘及び平成20年度に整備した体験農園施設を拠点に、体験農業や季節の農産物の発送により交流基盤づくりを進めます。

また、大城・京ヶ倉のトレッキングは、登山道整備を進めてきたことで春はヒカゲツツジ、秋は紅葉など人気があり県内外からの登山者が増加しています。この人々に村内の各種施設を利用していただくために、各部署及び関係機関との連携を強化して、魅力ある企画を立案し、滞在型の交流事業を展開できるよう進めていきます。

(8) 農業振興

ア 生坂農業の活性化

平成23年4月に生坂農業未来創りプロジェクト会議を設置し、現状把握のため7月に村内10区で「生坂農業懇談会」を開催しました。その結果、農家の高齢化と後継者不足や、不在地主による荒廃地が増え、近い将来耕作放棄してしまう農地が急増するという深刻な問題が浮かび上がりました。この状況に対応するために、プロジェクト会議で対応策を再三協議して、各地区農家の今後10年後の状況を詳しく把握するために、平成24年8月に村内の全戸を対象に地域農業に関する意向調査を実施しました。そして、意向調査結果に基づき、10区の分析を行うとともに区ごとの営農推進事項を作成して、1月9日から30日にもう一度生坂農業懇談会を実施しました。

意識調査、農業懇談会を行った結果を、プロジェクト会議で再検討し、今後の各区の特色を活かした生坂スタイルの営農パターンとして

- ① 営農組合の活動を活性化するための支援策
- ② 高齢化の進んだ地域への新規就農者の就農定住
- ③ 将来を見据えた農業用施設の更新及び基盤整備
- ④ 不在地主への対応
- ⑤ 住民への農業技術の研修
- ⑥ 人・農地プランの実施

等を各区と協議を重ねて、生坂スタイルの営農を実施していくように計画しています。

中山間地域直接支払事業は平成 22 年度以降も継続して導入し、農地の荒廃化をなくすよう活動を推進します。また、平成 24 年度から第 2 期対策となった農地・水保全管理支払交付金は、共同活動 7 組織、向上活動 2 組織で、継続し良好な農村環境の形成や地域協働による環境を重視した活動を推進していきます。

イ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を荒廃化させないために必要な事業であるため、人・農地プランに位置付けて、引き続き行っていきます。また、帰農者や U ターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

ウ 県営中山間地域総合整備事業

農業の活性化を図るために、村内一円の農業用排水施設整備などの農業基盤整備事業及び、農業集落道整備などの農村生活環境整備事業が総合的に行える、県営中山間地域総合整備事業を、平成 27 年度から着手できるように進めていきます。

今年度は、各区において必要とする事業の拾い出しを行い、農村振興基本計画を策定し、平成 26 年度は実施計画策定事業を取り入れ、事業の実施計画概要書を策定していくよう計画しています。

エ 地産地消

地産地消とともに高齢者の生きがい創出面からも、年間を通した野菜の栽培を推進し、米も含め保育園や小中学校への給食利用、移動販売、直売施設への出荷等総合的な供給システム作りを行います。また、減農薬、有機栽培の技術指導も併せて実施し、安心・安全な農作物の生産のための支援を進め、そうした生坂産農産物や農産加工品等の情報発信及び新規販売ルートの確立及び販路を拓げるため移動販売車を利用し活動します。

遊休農地解消に向け作物の作付けを奨励、高齢者の労力軽減を図るため、大豆やそばおよび麦の収穫作業を目的に、大豆・そば・麦専用のコンバインを利用し高齢農家の支援も併せて行います。

農工商の連携により 6 次産業化に向けた、農作物栽培や加工品の開発を農業公社・農協・農業改良普及センターとの連携を強化し行ってきました。その活動の中から、おじさま倶楽部、ハチクの会の活動によりどぶろく、竹の子つまみ等新しい特産品が誕生し、好調に売り上げを伸ばしています。これらを安定供給するために、平成 23 年度に原価計算及び販売形

態の研究を行いました。今後、新しい特産品として定着し衛生管理を行っていくために、平成 24 年度生産施設の改修を実施しました。また、この事業と並行し、農産物・加工品等を販売する施設についても、建設場所及び規模等調査研究を進めます。

オ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害が拡大しているため、団地を囲む侵入防止柵による獣害防止対策を地区の要望により補助事業を申請し推進します。また、今年度より猟友会の組織強化を図るために会員登録料等の半額を補助し、猟友会の協力を得て、サル・イノシシ・シカ・ハクビシン・カラス等の有害鳥獣を駆除やわなによる捕獲を行い、農業被害の減少に努めます。また、個別の電気柵による被害防止対策には、1 世帯または 1 団体につき補助率 2 分の 1 で、上限 10 万円の補助金を交付し、防除機具等設置事業の内容を拡充して実施します。

カ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に十分説明し適正な負担金を徴収します。

キ 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

ク 地域活性化事業

平成 20 年度は、受講生が学んだことをそれぞれの地域の皆さんに伝えていくことをめざし、「女^{ひと}・人^{ひと}輝きくらぶ」「おじさま倶楽部」の講座から特産品につながる活動にも取り組みました。平成 21 年度からはじめた生坂人発掘隊事業は、村の活性化のための活動グループを育成し、村の特産品作りや生きがいがいづくりにつなげ継続して活動の支援を行います。

ケ 加工施設

加工施設は農業公社が指定管理で運営しており、利用料金の見直しを含め村民が利用しやすい環境を整えます。

(9) シルバーセンター

シルバーセンターの事業は、会員の就労により高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、健康維持に導く事業です。今後、新会員の加入促進と体制強化に努め、運営に対して現状により補助を行っていきます。

◆ 教育部会 ◆

(1) 学校教育事業

児童・生徒の減少により小学校・中学校ともに小規模による様々な課題を抱えています。しかし、小規模校ならではの特色を生かした、きめ細やかな学校運営ができるよう努めています。社会についても学び、社会的視野を広めるためにも広く交流ができる環境をつくりま

す。

生坂の自然や文化を大切にし、郷土を愛し、人間性豊かな児童・生徒を育成するため、新学習指導要領にのっとり一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力を養いながら、基礎的な学力の向上が図られるよう努めていきます。

登下校を含めた学校生活が安心して送れるよう、学校と家庭や地域との連携を密にし、必要に応じ「学校運営協議会」の設置等を含めその方策について教育委員会において検討を進めていきます。また、教育内容の変化や高度化に対応していくため、教職員の資質の向上を図り、子どもたちが生坂村に生まれ育ち、愛着と誇りを持つことができる教育を推進していきます。

子どもたちの学校生活環境の向上や、教職員が教育に専念できるよう教育関連施設の整備等について、今後も様々な検討を行いながら、安心して安全な学校となるよう施設の充実に努めます。

ア 学校教育

不登校やクラスに入れない子ども、様々な障がいを持つ子どもたちに対する正しい認識を持つことが地域社会はもちろん、家族にも求められています。また、全ての子どもたちがしく学校生活を過ごすことができる環境を整える必要もあります。

小学校児童への支援策として、今年度から特別支援学級を開設することになり、県費の学級支援員（特別支援教諭）が1名増員されました。なお、子どもサポート事業も継続して行うため、3名体制で支援に努めます。

また、新たに中学生となった生徒が、環境に慣れ充実した学校生活を送れるよう中学校へ配置している学級支援員による支援も引き続き行うとともに、小規模校ならではの取り組みとして、平成21年度より始まった小学校と中学校教員の交流授業や、児童生徒の交流をさらに進めます。

また、高校に進学後も良好な学校生活を送れるよう授業環境の改善を図り、現在進めている応用学力の向上につながる「学び合いの授業」のように、お互いの能力を高め合える授業を取り入れていきます。

外国語指導助手（ALT）の配置については、平成24年度に新しいALTを迎え、中学校はもとより小学校でも外国語に触れる機会をつくるため、ALTによる授業を月4回程行っています。学校徴収金に対する保護者の負担軽減のため、これまでも実施されてきた村単独事業の各種経費への支援を引き続き実施します。

イ 子どもの安全確保

全国各地で子どもたちが被害者となる凶悪な事件が相次ぎ、村では関係機関との連携を図るための会議の開催、青色回転灯装着車等を利用し、「こどもを守る安心の家」の確認、防犯用具の購入等の他、何よりも心強い村民によるボランティアでのパトロールが行われています。

こうした取り組みは継続することが大切です。平成23年度に設立された生坂村防犯協会は、子どもの安全を守る上で大変重要な意味を持っており、これを期に防犯協会を中心とした関係機関との連携を保ち情報交換や点検を行うとともに、地域全体で地域の子どもの安全のため、村民にも協力してもらえよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

ウ 学校給食センターの運営

平成19年4月から業務を開始した学校給食センターは、衛生的で安全な給食作りを基本に、心のこもった給食の提供を行っています。

特に、食に対する安全性が危惧されている中で、学校給食というその性質から考えても子どもたちには安全な給食を提供しなければなりません。原子力発電所事故による農作物への放射性物質の汚染問題は、今後も注意していく必要があります。長野県は、平成24年4月から学校給食用食材の放射性物質検査体制を充実強化しています。村でも、中信教育事務所に依頼し、村内産の食材を中心に検査し、その結果は公表しています。また、これまで同様に残留農薬の問題はもちろん、食品添加物についてもできる限り少ない食材、食品を使用し、吟味した食材料を手作りによる調理を進めます。そうした安全な給食の提供を進め、村内産農産物の一層の活用（地産地消）を図るとともに、給食を通して子どもたちが食の大切さを学ぶため「食育」を推進し、関係機関（小・中学校、PTA、農業者団体、村振興課等）との連携に努めます。

施設の運営については、給食がもとになる食中毒等の事故の発生は絶対にあってはならないため、衛生管理を徹底し職員の健康管理にも十分注意を払うよう努めています。事故等には十分注意しながら調理にあたりますが、作業工程等の検証を行い施設経費の適正な使用に努めます。

エ 学校施設の維持管理

小学校については、平成 19 年度に実施した地震補強・大規模改修工事により、校舎、体育館の耐震化と老朽箇所の改修が行われ、子どもたちが安心して勉強ができる環境を整備することができました。

しかし、校舎は建設から 30 年以上が経過したため、老朽化に伴う改修や補修を随時行っています。平成 24 年度には、屋外プールの内壁塗装補修工事を実施しました。今後も改修方法、財政負担等十分検討し、引き続きその対応に努めます。

中学校については、建設から 16 年になります。大きな改修等が必要となる前に対応するよう日頃からの点検等により早期に異常等の発見に努めます。

なお、今年度、国の学校施設環境改善交付金事業を活用し、小・中学校に太陽光発電システムの導入や、各教室へのエアコン設置、小学校の屋外環境改善整備を進めていきます。

オ 教職員住宅の整備

老朽化している教職員住宅を整備することにより、任地居住できる先生が増え、教職員の通勤時の負担軽減が図られ、児童生徒への様々な対応へ専念できることが一層期待できます。教職員住宅の建て替えを平成 20 年度に 2 棟 4 戸を実施しました。下水道への繋ぎ込みも 3 棟行い、教職員住宅の老朽化に対応しました。今後も建て替え、改修等必要に応じ検討を行い、教職員の通勤等の負担軽減に努めます。

(2) 社会教育事業

平成 23 年度社会教育委員が決まり、生涯学習計画や公民館事業計画等に参加しています。また、生涯学習推進委員会の委員については、その設置目的等を考慮し社会教育委員との兼任を含め引き続き検討を行います。

(3) 公民館事業

ア 各種教室の実施

事業の計画・実施にあたっては、公民館長、分館長、主事等関係者が毎年の反省を踏まえ計画を立て、社会教育委員の意見を聞き実施しています。今後も引き続き村民からの意見、要望等を聞きながら、専門的なものから一般的な内容まで、より多くの村民が参加できるように開催日、時間、場所などを検討し事業の推進を図っていきます。また、各課等でも生涯学習が行われているため、必要に応じ連携を図ります。

各種教室の講師については、村内関係者（文化財保護委員、村内勤務者等を含め）に依頼しており、平成 24 年度に開催した公民館教室の 28 教室中（健康福祉課との共催を含む）、10 教室を村に関係する方々が担っています。これからも村内の様々な技術や知識をもった方を発掘し登用していきます。

イ スポーツ系教室

住民の健康維持と運動意欲向上を図るため、スポーツや運動のできる機会と環境を提供し住民のニーズを常に把握しながら、例年実施している教室においても内容や方法などについて変更を加え、新たな教室なども計画し住民の参加を促していきます。

その取り組みの一つとして、平成 23 年度から松本大学に依頼し、小学校児童を主な対象とした運動支援に取り組んでおり、大学生と一緒にニュースポーツや野外活動を行っていく事業を月 2～4 回実施しています。

さらに、平成 25 年 1 月に松本大学と連携協定を締結したことで、今年度から総務省の域学連携事業を活用し、体力調査を含め健康福祉課と合同で運動教室を開催します。

また、公民館と中学校が連携することで、平成 23 年度からバドミントン部、平成 24 年度からは卓球部へ、公民館教室の各講師を派遣し、生徒の技術向上や基礎練習の方法、習得を目的とした、部活動の充実と支援を図っており、中学生の運動能力向上を目指しています。

今後、少子高齢化が進行することを踏まえ、社会教育委員やスポーツ推進委員（旧体育指導委員）などと研究・協議を行い、多くの村民が継続的にスポーツを楽しめるよう努めていきます。

ウ 成人式

平成 22 年度に対象者へのアンケート調査を行った結果、企画・運営全てを村（教育委員会）が引続き行うことになりました。平成 23 年と 24 年の式典にはご家族や一般の方にも参加していただくことができましたが、さらに、村関係者以外にも成人者との関わりの深い多くの方々で祝う事のできる式としていきます。

エ 村民運動会

参加者の減少と高齢化などによる分館役員等の負担の増加に加え、多数のイベント開催などもあり、住民の皆様から様々な意見がありました。

そのため、平成 23 年度行政改革推進委員会へ諮問し、「実施時期と内容を検討して村民運動会を継続実施」の心強い答申をもとに、平成 24 年度は開催時間や競技内容を変更して、4 年ぶりに開催することができました。

今後も、年 1 回の村民の親睦を図る場として継続していく方策について、分館や住民と協働で検討を進めます。

(4) 文化財保護事業

生坂村固有の風土や歴史を保存し、先人から受け継がれた文化を学び、これらを理解して住民共有の財産とすることは、非常に重要なことです。

村では、数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物などを指定文化財として登録しており、文化財保護委員による村内一斉パトロールを毎年実施し、現況を調査するとともに文化財の説明板の設置を行うなど、保護と保存活動に努めています。

平成 22 年度に、県の地域発 元気づくり支援金事業を活用して、各地区にある文化財を後世に継承していくため、木製標柱から金属製の説明板に取り替え、また、村内の指定文化財をまとめた本を作成しました。今後も、村内の文化財保護と周知を図っていきます。

また、歴史や文化を継承する意識の醸成が一層重要となってきたため、歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要に応じて行い、村民との協働による文化財の修理、保全管理を進めます。

こうした取り組みの中で、平成 24 年 7 月に加藤正治（かとうまさはる）先生顕彰展を農村資料館で開催し、11 月には資料館のギャラリーを頌徳館として、法学博士「加藤正治（犀水）先生顕彰会」を設立しました。この会の活動として、村の先達となった偉人を発掘し顕彰していく体制が創設されました。

そして、村民の方から寄贈された貴重な民俗資料の展示・公開と、健全な保全を図るため、平成 22 年度に国の地域間交流施設整備事業補助金を活用して、旧北小学校跡地へ「山清路の郷 資料館」を建設し、平成 23 年 7 月に資料館を兼ねた交流施設としてオープンしました。この資料館は、施設外からも展示品を見学することができるのでイベントや講座・教室

の開催など有効に活用し、地域活性化の拠点としていきます。

現在、高齢化などにより文化財そのものの維持が課題となってきた地域があるため、その実態を把握し文化財の保護・保全が図られるよう努め、文化財めぐりや歴史探訪の公民館教室などを開催していくことで、住民の歴史的文化の意識高揚を推進していきます。

(5) 保健体育事業

ア 体育協会委託料及び補助金

体育協会が担っている各種スポーツは、競技年齢層等の変化に競技人口が減少し休止中の部がある一方で、村外で開催される大会に参加するなど、活発な活動が行われている部もあります。

そのため、大会主管料及び補助金について、平成 24 年度に体育協会と協議を行い、村民総合グラウンドの管理委託について見直し、村民の体育の向上、推進に主眼を置いた取り組みが図られるよう引き続き必要な支援に努めます。

イ スポーツ振興

B & G 海洋センターや村民総合グラウンドなどの体育施設や各スポーツ用具等を常に利用できるよう整備を行い、住民等がスポーツや運動を行う環境を整えていきます。

また、B & G 海洋センターにおいてソフトバレーボール大会や水泳大会などを開催することで、団体競技や個人競技、地域及び世代を超えたコミュニティーの育成と体育の推進を図っていきます。

また、体育協会やスポーツ推進委員はもとより、松本大学とも連携して、体育館やグラウンドなどを活用したスポーツの普及と指導を行い、住民の健全育成を推進します。

(6) 各施設運営事業

ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）は、開館以来多岐にわたるボランティアの皆さんに支えられ運営しています。社会福祉協議会にもボランティアの方が大勢活動をされ、行政運営の中でもその力が大きな役割を果たしてきています。ボランティア組織の一本化も検討課題となっていますが、当施設運営に係わっているボランティアにあっては、現在の活動状況等からみても施設にあった活動をしていると同時に、そうした活動は、子育て支援にも結びつ

いています。

平成 19 年度から放課後の児童に関する事業が改正され、福祉部局と連携し教育委員会が中心となり効率的・総合的な放課後対策事業を進めています(放課後子どもプラン推進事業)。現在協力されている方たちと一層連携し、様々な交流を通じて、子どもたちが健やかで安全な居場所となるよう努めます。

平成 22 年 10 月から放課後学習支援員を置き、小・中学生を対象に放課後子ども教室、児童クラブにおける放課後、土曜日や長期休業中の学習支援を通し、児童・生徒の学習習慣の定着や学力向上に努めています。登校日(月～金)は毎日約 40 名の児童が利用し元気に過ごしています。

当施設は、子どもが多く利用する施設であるので事故には十分配慮し、放課後子どもプランの事業推進内容に合った、責任ある施設運営が求められます。したがって、開館時間については、学童保育時間の延長希望、生涯学習施設の開館時間の要望等を的確に把握した上で判断し、それに見合った職員配置(時差出勤を含め)を行います。

イ 児童館・生涯学習施設を利用した事業の実施

毎月村内にチラシを配布し、遊びや教室を通して児童の健全育成を図るとともに、教えたりお手伝いをしたり一緒に子どもたちとふれあう方を募集し、地域ぐるみでいろいろな体験ができるよう計画しています。また、生涯学習活動の場として(公民館教室・サークル活動等)一般の方の利用も多くなっています。

放課後子どもプランを導入し事業を推進するため、今まで以上に村民の方からご協力を得られるよう情報を提供し、子どもたちが多くの経験を積めるよう努めます。

併設している図書室は、施設開設当初から図書ボランティアの協力により、現在約 15,000 冊の蔵書を管理しています。平成 23 年度から、司書を配置し専門的な蔵書管理や本の案内、利用者への支援を行っています。今後も図書室の利用案内を行い、住民への広報にも一層力を入れていきます。

ウ スポーツ施設

ファミリースポーツパークについては、幼児から高齢者まで楽しい時間を過ごすことができる施設とするため検討を行い、平成 22・23 年度にテニスコートの改修、遊具の撤去と新設、多目的広場、マレットゴルフ場の新設、クラブハウスの改築など施設のリニューアルをしました。総合グラウンドも老朽化が目立つようになってきているため、平成 24 年度に

ベンチと階段の改修を行い、今後も必要に応じて修繕に努めます。

B&G海洋センターについては、建設から20年余りが経過したことから、平成22年度事業によりアリーナの床の改修工事を実施しました。この改修では、フットサルコートを新設しました。これにより、村の少年サッカー教室や近隣のサッカーチームなどの利用が増えてきています。これまで実施してきた海洋センター主催事業や体育協会、公民館、区・分館とも協力し、プール施設も合わせて村民が利用しやすい施設としていきます。

ファミリースポーツパーク・総合グラウンド・海洋センターと、スポーツ施設が集中しているエリアとなっています。いつでも・誰でも気軽に利用できる施設として、やまなみ荘とも連携を図り、一層の施設の有効活用を図られるよう努めます。

(7) 子育て支援事業

核家族化や様々な社会、環境などの変化などからもたらされる子育てへの不安等に対応するため、乳幼児から、児童、生徒にいたる総合的な子育て支援の相談窓口を児童館「たんぼぼ」に設置をしています。また、公民館事業との連携により、子育て中の母親が子育ての先輩方とふれあう場所を提供し、世代間の交流を図りながら子育て支援をしています。相談者のプライバシーの保護には十分留意し、関係機関（保育園、小・中学校、健康福祉課等）との連携を図ります。

家庭での教育力を高めるための教室や、親子で楽しめる活動を行い、家庭教育の支援を進めます。

また、平成24年度に創設した入学祝金事業で、小学校入学時30,000円、中学校入学時10,000円、高校入学時10,000円を対象の児童生徒の保護者に支給しています。

(8) 社会人権教育・男女共同参画事業

人権問題に関する教育には学校・社会教育を通じて力を入れていますが、誰でも参加しやすい学習会や研修会などの開催に心がけるとともに、人権擁護委員とも連携を図り健全な地域社会の形成に努めます。また、男女平等思想に立った啓発や女性の社会活動を推進するために、平成27年度までに男女共同参画事業計画の策定に向けて計画策定委員を選任し、準備を進めていきます。男女共同参画は、子育て支援とも密接な係わりがあるため、関係機関等と連携をとり、地域にあった計画が提案できるよう村民意識調査等を行っていきます。

◆各部会連携事業◆

(1) 定住対策

各部会で連携し、現在の中村団地・公営住宅・村営住宅・空家を有効活用し、定住人口が増加する研究を進めます。村内の空き家の調査を行い、各自治会活動に、協調し参加する方に空き家を紹介する『空き家バンク制度』を平成 22 年度に立ち上げ、約 20 軒の所有者のご協力により空き家登録をしていただきました。生坂村ホームページに写真等の情報を掲載し、村内へ永住を希望する方に紹介しています。なお平成 24 年度までに、空き家バンク制度を利用し 5 世帯の方が移住しました。今後も空き家の再調査を行い、定住希望者の募集強化を図っていきます。

また、空き家を再生し貸し付けるシステムの検討を行います。

(2) 役場庁舎・村民会館の耐震補強

平成 21 年度に「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」により、役場庁舎と村民会館の耐震診断を行いました。平成 22 年度の 4 月から 12 月にかけて、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金事業」により耐震補強及び改修工事を実施しました。この耐震補強工事により、震度 6 強の地震があっても、倒壊しない強度を保ち、災害対策本部の機能を維持することができます。

(3) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置

平成 21 年度から、各所属の係長による横断的実践チームを設置しました。

平成 23 年度から村長、教育長を参与とし、委員長を村づくり推進室長に、副委員長を総務係長として、各所属の係長全員で組織し、事務局を村づくり推進室で行っています。役割は、各所属の実務者（係長）レベルで課題等を検討し実施方法案を見出すことと、係毎連携して行う事業について調整し、各所属間の連携を強化することにより、円滑な事業の推進を図ります。

(4) 集落の活性化対策

平成 20 年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営が

できるようになりました。今後もさらに協働事業の推進を行うため、平成 23 年度に新設した、村独自の生坂村絆づくり支援金制度を活用し、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、今年度から地区担当職員と連携し生坂大好き隊員（地域おこし協力隊員）と集落支援員の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っていきます。

（５）域学連携事業

総務省が推進する「域学連携」地域づくり事業を活用して、村と学術機関とが共同で事業を展開することにより、地域の活性化や住民の健康づくりを目指します。

これまで個々に実施してきた松本大学との事業について各課横断的に対応することで、相乗効果や専門性を高めて目的を達成していきます。

（６）道州制について

道州制とは、現行の都道府県を廃止して、複数の県を統合した道州をつくり、地方の自立を目指す統治制度です。全国を 9 から 13 の道州に統合し、県の機能が集約されコストの削減や時代に合わなくなった中央集権体制を壊すことができます。市町村も広域的な 20 万人以上規模の「基礎自治体」という名称になり、生坂村のような小さな市町村は合併をするようになります。

この制度の問題点は、

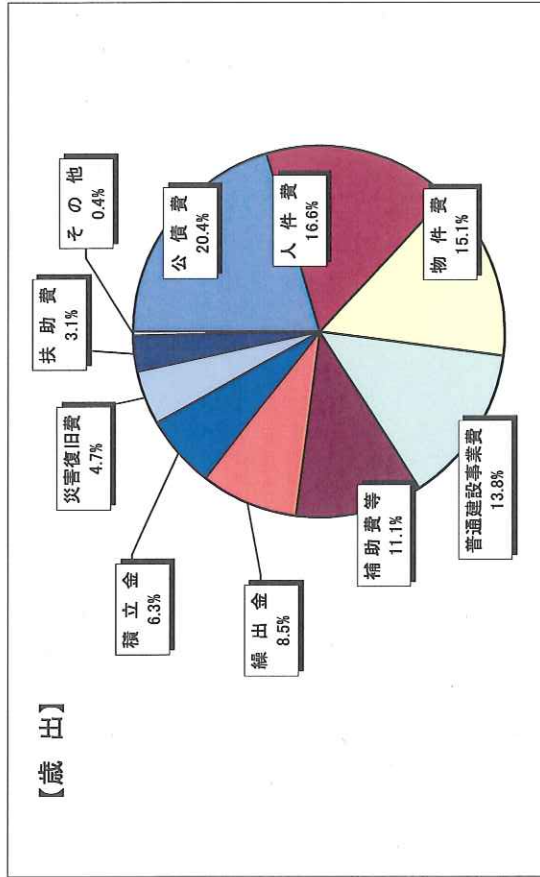
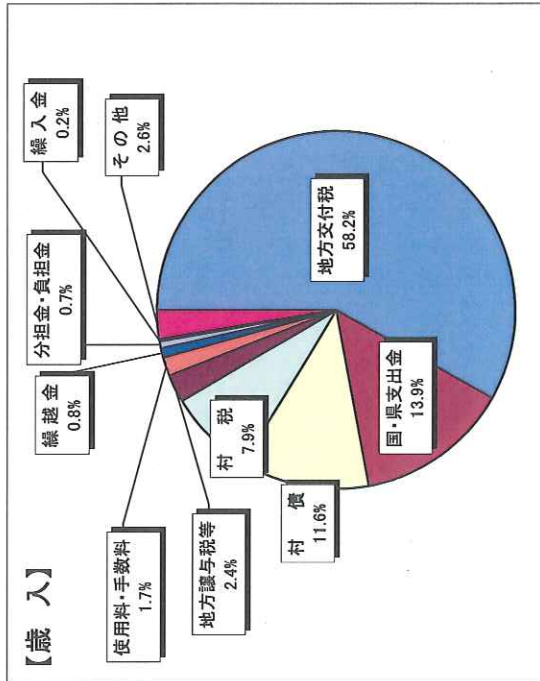
- ・税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏が有利となり、地域間格差は拡大する。
- ・税財源が国から地方に移ると同時に、700 兆円を超える国の債務をどうするのか。また町村の財源がどこまで保障されるか明らかにされていない。
- ・小規模町村は、「基礎自治体」として認められず「合併」を強いられ、これまで町村で培われてきた自治は衰退してしまう。
- ・小さな市町村がなくなるため地域の支え合いがなくなり、国を弱体化させる。

以上のことにより、全国町村会・町村議会議長会では導入反対の要望をしています。村議会も 3 月定例会で、国に対して議員発議の道州制導入に反対する意見書を提出しました。

6. 村の財政状況

(1) 普通会計の決算の状況

ア. 23年度普通会計決算の状況 (※1)



項目(※2)	金額
地方交付税	12億3,325
国・県支出金	2億9,567
村債	2億4,610
村税	1億6,661
地方譲与税等	5,282
使用料・手数料	3,583
繰越金	1,763
分担金・負担金	1,355
繰入金	407
その他	5,524
計	21億2,077

歳入

項目	性質別	項目	目的別
公債費	4億2,637	議会費	4,988
人件費	3億4,587	総務費	3億5,130
物件費	3億1,592	民生費	3億8,851
普通建設事業費	2億8,955	衛生費	8,625
補助費等	2億3,224	農林水産業費	2億3,009
繰出金	1億7,713	商工費	1,396
積立金	1億3,198	土木費	1億 833
災害復旧費	9,807	消防費	8,414
扶助費	6,463	教育費	2億5,222
その他	736	公債費	4億2,637
計	20億8,912	災害復旧費	9,807
		計	20億8,912

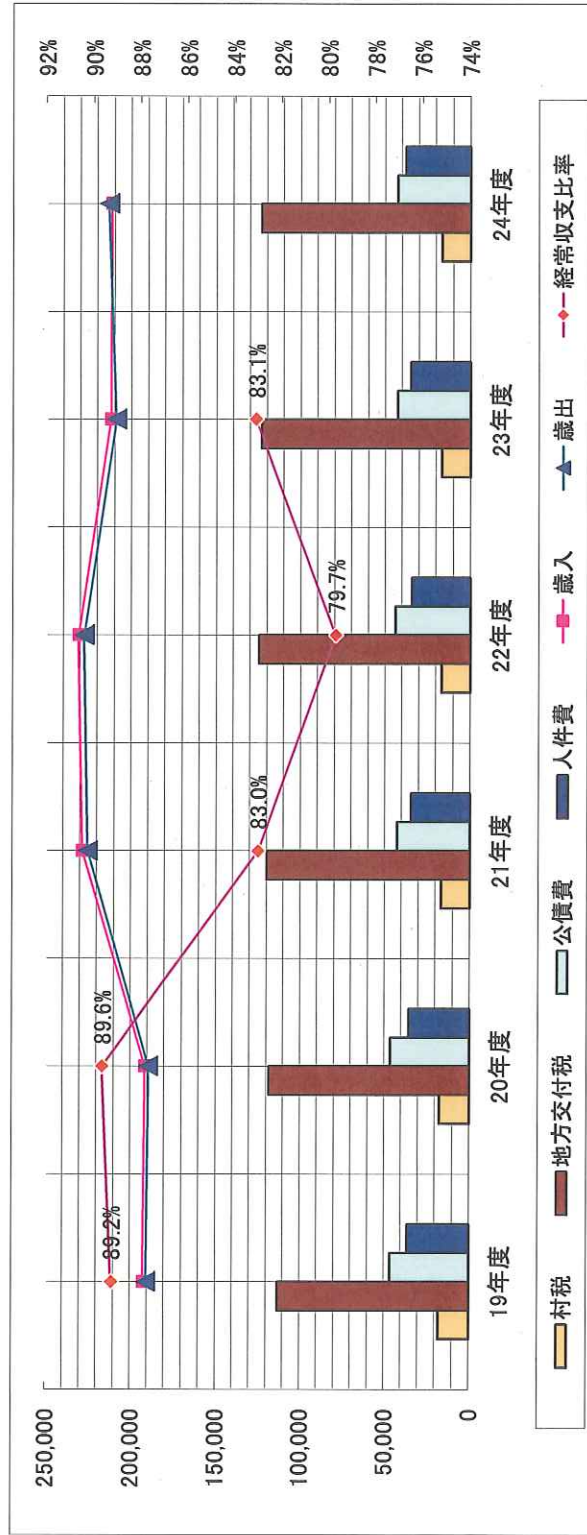
歳出

(※1) 「普通会計」とは、村の一般会計と村営パスの特別会計を合算し、重複している部分を除いたものです。

(※2) 歳入及び歳出のうち性質別の各項目は、当該決算年度の金額の大きいものから順に表記をしています。

イ. 村の財政の推移【平成19年度～平成23年度、平成24年度（決算見込）】（単位：万円）

年度	歳入総額		歳出総額	
	村税	地方交付税	公債費	人件費
19	19億2,393	11億7,794	19億 654	3億6,131
20	19億1,341	1億7,533	18億9,280	3億5,413
21	22億8,429	1億6,772	22億5,348	3億4,360
22	23億 868	1億6,690	22億7,605	3億4,186
23	21億2,077	1億6,661	20億8,912	3億4,587
24（見込）	19億4,181	1億6,422	19億1,528	3億5,705



※「経常収支比率」は、毎年の人件費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの一般財源がどれだけ充当されているか、その割合を示す指標で、数値が高い場合、自由に一般財源の用途を決めることが出来ないことを意味し、様々な事業を行うことが難しくなります。

当村の普通会計の決算でもわかるように、歳入のうち自主財源である村税は全体の1割を満たさない状況となっており、交付税依存による財政運営と言えます。現在、村の大きな課題は、少子高齢化や人口減少により、今後村の規模に応じて、国の交付税や交付金等が減収となることが見込まれるため、財政運営に影響を及ぼすことが懸念されます。今後も、持続可能な財政運営を行うために、将来負担を考慮し、計画に基づく事業を推進していくことが重要であると言えます。

(2) 財政のシミュレーション

ア. 平成25年度～平成29年度【5カ年】

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
村 税	1億5,917万円	1億5,811万円	1億5,641万円	1億5,593万円	1億5,575万円	
地方譲与税等	4,620万円	4,590万円	4,590万円	4,590万円	4,590万円	地方譲与税等には、税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特別交付金を含む。
地方交付税	11億4,300万円	11億2,500万円	10億8,100万円	10億4,600万円	10億3,600万円	地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の収入見込額を計上。
小 計	13億4,837万円	13億2,901万円	12億8,331万円	12億4,783万円	12億3,765万円	
分担金・負担金	66万円	66万円	66万円	66万円	66万円	
使用料・手数料	3,943万円	3,924万円	3,922万円	3,921万円	3,921万円	
国・県支出金	1億7,938万円	1億8,927万円	1億7,047万円	1億7,270万円	1億7,205万円	
繰入金	77万円	228万円	10万円	10万円	10万円	繰上償還に係る繰入金がある場合計上。(財源補てんに係る繰入は見込まない。)
繰越金	515万円	515万円	515万円	515万円	515万円	
諸収入	2,521万円	2,048万円	2,265万円	2,042万円	2,263万円	
村債	2億1,040万円	1億8,500万円	1億8,500万円	1億8,500万円	1億8,500万円	村債は、過疎債及び臨時財政対策債を計上。
その他	85万円	85万円	85万円	85万円	85万円	その他は、財産収入及び寄付金を計上。
計	18億1,022万円	17億7,194万円	17億 741万円	16億7,192万円	16億6,330万円	

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
人件費	3億8,442万円	3億6,700万円	3億4,853万円	3億4,233万円	3億3,723万円	
扶助費	6,872万円	6,857万円	6,806万円	6,799万円	6,788万円	
公債費	3億7,565万円	3億3,993万円	3億 388万円	2億9,669万円	2億9,161万円	
小 計	8億2,879万円	7億7,550万円	7億2,047万円	7億 701万円	6億9,672万円	
物件費	2億9,768万円	3億 303万円	2億9,558万円	2億9,456万円	2億9,447万円	
補助費等	2億4,011万円	2億3,837万円	2億5,750万円	2億7,090万円	2億7,230万円	
繰出金	1億7,497万円	1億7,605万円	1億7,635万円	1億7,665万円	1億7,752万円	
普通建設事業費	1億9,247万円	2億 606万円	1億8,756万円	1億6,116万円	1億6,076万円	
その他	3,942万円	3,942万円	3,942万円	3,942万円	3,942万円	その他とは、災害復旧事業費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・貸付金を計上。
計	17億7,344万円	17億3,843万円	16億7,688万円	16億4,970万円	16億4,119万円	

差引	3,678万円	3,351万円	3,053万円	2,222万円	2,211万円	
----	---------	---------	---------	---------	---------	--

イ. 積立基金の状況

年度末 / 区分	財政調整基金	債基金	その他特定目的基金	基金・合計
24年度末・基金残高(見込)	5億4,062万円	9,622万円	6億5,069万円	12億8,753万円
23年度末・基金残高	4億7,135万円	9,620万円	5億9,600万円	11億6,355万円

※土地開発基金は定額運用基金のため、上記に含んでいません。

財政シミュレーションからもわかるように、歳入面では歳入のうち最も大きな割合を占める「地方交付税」は今後、減収していくことが見込まれます。また、歳出面では、構成比のうち大きい割合を占める「公債費」が減少していくため、決算規模も年々、縮小が見込まれます。

(参照：次ページ：「(3) 公債費の状況」による)

ウ. 財政指標

	24年度 (実績)	26年度 (目標値) (※2)	31年度 (目標値)	早期健全化基準
財政健全化判断比率				
実質公債費比率	13.7%	16.0%	14.0%	25.0%
将来負担比率	27.3%	90.0%	80.0%	350.0%
実質赤字比率	—	—	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%

(※1)「—」は、算定される比率が生じないことを示しています。

(※2)目標値は、生坂村第5次総合計画に基づく目標値を表しています。

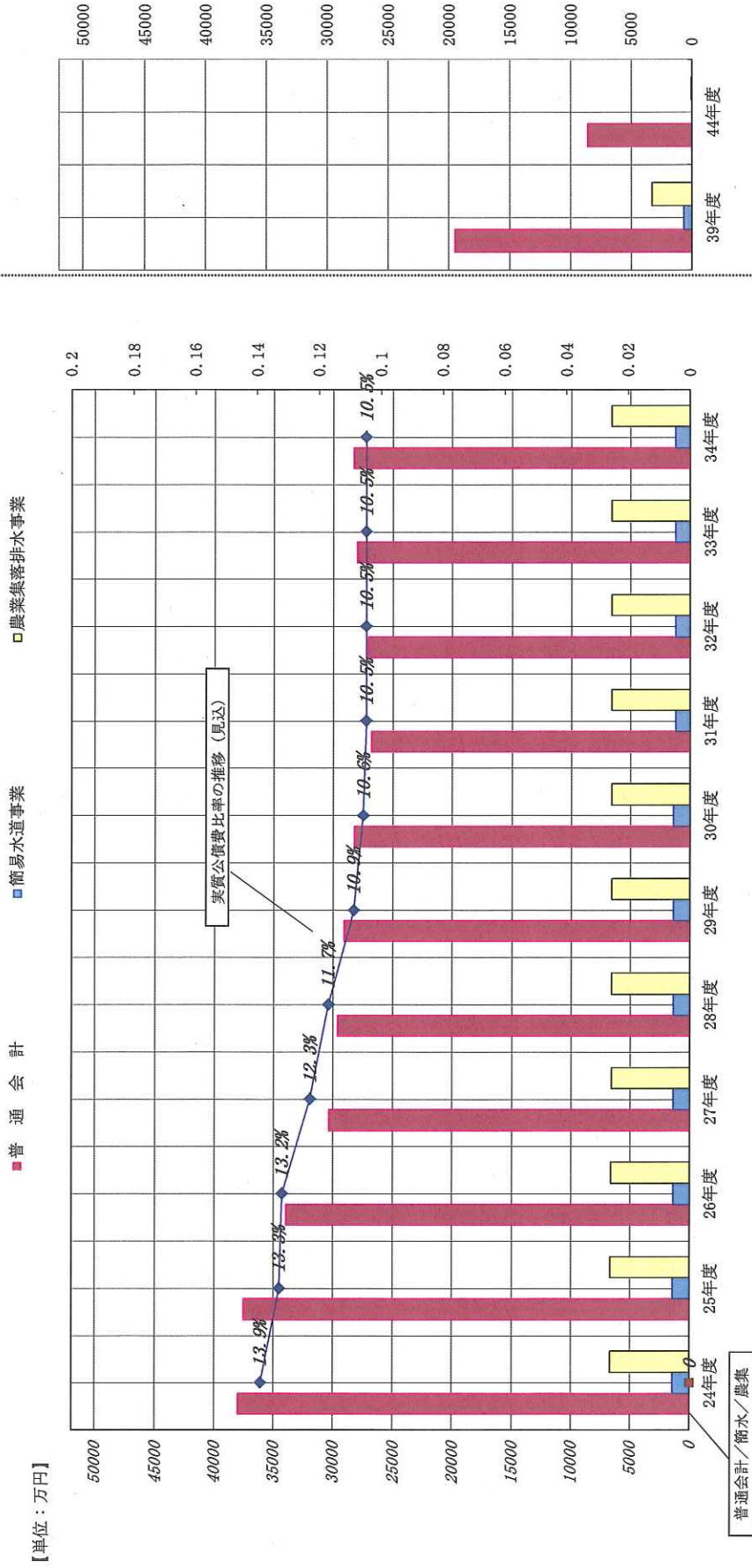
財政健全化判断比率では、第5次総合計画の目標値を下回る比率となっています。今後も、現在の比率を推移できるよう経営健全の取り組みを進めていきます。

【財政指標に関する用語の説明】

- 財政健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務づけられた4つの財政指標を言います。指標が一定水準以上で悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。
- 実質公債費率・・・一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値を言います。
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率を言います。
- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。
- 連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する割合を言います。

(3) 公債費の状況

◆ 公債費・実質公債費比率等の推移【H24年度～H34年度（10年間）・・・H39年度・H44年度】



1. 「実質公債費比率」は、財政健全化判断比率の指標の1つとして位置づけられています。（比率の基準として、18%以上:地方債発行許可団体、25%以上:一般事業等の起債制限となります。）
2. 「普通会計」は本計画の財政シミュレーションにより今後5年間の借入額として、償還額を計算しています。
（以降、過疎債は平成30年度以降は1億3,500万円、臨財債は5,000万円として見込み、毎年度借入するものとし、平成34年までの借入を想定しています。）

会計 / 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
普通会計	3億8,038	3億7,565	3億3,993	3億 388	2億9,669	2億9,161	2億8,307	2億6,873	2億7,152	2億8,038	2億8,320
簡易水道事業	1,490	1,490	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,273	1,273	1,273	1,273
農業集落排水事業	6,738	6,738	6,674	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631

39年度		44年度	
普通会計	1億9,517	8,650	
簡易水道事業	686	31	
農業集落排水事業	3,311	61	

(単位: 万円)

※将来的な償還額は、今後の借入状況や利率等により変動することが見込まれます。

7. 各事業の評価予定

○ 評価実施年度

	事業	H24	H25	H26	H27	H28	事業内容及び事業評価について
	1 村営バス、周回バス運行事業		○				平成23年度まで地域公共交通活性化・再生総合事業で検討し、実施運行したため、事業評価していない。このため本格実施から3年目に評価する
	2 区運営補助金		○				第一次事業評価結果において、手段改善として平成20年度より区振興交付金として交付している。その算定方法等について評価を要する。
総	3 防犯灯設置補助金		○				第一次事業評価結果において、拡充として平成22年度よりLED防犯灯の整備工事を年間100箇所程度の実施している。全村終了した段階での再評価を要する
	4 若者コミュニケーションセンター管理委託料		○			○	第一次事業評価結果において、現状継続として委託内容と委託金額を含め、再度評価を要する
	5 ホームページ管理委託料		○				第一次事業評価結果において、拡充として管理委託料については、委託内容と委託金額を評価検討する
	6 電算業務委託事業		○				第一次事業評価結果において、現状継続及び手段改善として電算委託業務の全てに対して、再度評価検討する
務	7 無線施設維持運営事業		○				第一次事業評価結果において、拡充として、その後老朽化した機器の修繕に多くの予算が必要となっている。同報系についてはデジタルへの更新を含めて研究・検討が必要である。(平成28年度以降、消防の搭載車のアナログ波は使用できない)
	8 非常備消防費		○				第一次事業評価結果において、現状継続として活動実績の無い者への年間報酬、または退職報酬の支払いについて、検討が必要となっている。出勤手当を個人支給とし分団運営費を新たに設けるかについても検討する。
	9 消防設備費		○				第一次事業評価結果において、現状継続として消防施設及び消防団装備の老朽化が進んでおり、特に搭載車については、20年を経過するものがあるため、評価検討が必要である。
	10 災害対策費		○				第一次事業評価結果において、現状継続としてが内容については、毎年情報モニター会議や有線テレビジョン番組審議会等により、検討しており、前回の評価から5年度間の状況から評価とする。
	11 広報「いくさか」発行事業		○				第一次事業評価結果において、拡充として平成23年度に実施した住民のアンケート結果の意見を基に広報を作成し、その上で評価を実施する。
課	12 公債費償還及び短債計画(普通会計)				○		第一次事業評価結果において、手段改善として、5年間の動向を基に再評価とする。
	13 交還災害共済				○		今年度より共済会会費を負担したため、事業実施3年後に評価する。
	14 CATV事業				○		第一次事業評価結果において、拡充として自主放送の内容や使用料を含め、再度評価する
村	15 選挙関係事業				○		平成25年度より村内投票区を6区から3区に統合した状況を検証する。
	16 人件費				○		第一次事業評価結果において、現状継続として職員数や業務内容など再評価を行う。
づ	17 いくさか大好き隊運営事業		○				今年度までは特別交付税で1人当たり人件費200万円と事務費150万円が措置されている。平成28年度からは国の財源措置が確定していないため、継続するか否か検討する必要がある。
く	18 人事評価制度				○		平成23年度に本格実施を開始してきて、3年を経過するので評価の方法等検討する必要がある。
り	19 防犯協会運営事務				○		平成23年度協会の第1以降、予算もなく、お金をかけない方法で運営してきたが、事業に伴う表彰や講師謝金などの費用の財源を確保する必要がある。
推	20 絆づくり支援金制度				○		平成23年度に新設した事業であるため、3年間事業を実施してみたところで、評価を実施する。
	21 自治体保険				○		平成22年度に新設した事業であるため、3年間事業を実施してみたところで、評価を実施する。
進	22 いくさか応援寄付		○				平成20年度に開始した事業であり、施設利用の特典やPR等実施について評価を実施する。
室	23 補助金等交付事業資金貸付金制度				○		平成21年度より開始した制度であり、貸付基準・要綱を評価実施する。
	24 総合計画				○		前期計画が平成26年度で終了するため、後期5か年計画を策定した中期計画を策定するかを含め、評価を実施する。
税	1 ごみ処理委託事業		○				ゴミの減量化に向けての啓発や委託内容の検証をしていく必要がある。
務	2 穂高広域施設組合		○				広域事業であるが定期的な検証は必要である。
生	3 安曇野松筑広域環境施設組合		○				広域事業であるが定期的な検証は必要である。
環	4 生ごみ処理・コンポスト補助金				○		補助金を交付してきているが、状況を検証する必要がある。

	事業	H24	H25	H26	H27	H28	事業内容及び事業評価について
	5 不法投棄対策設備設置補助金				○		補助金を交付してきているが、状況を検証する必要がある。
	6 健やかには産み育む子育て支援金		○				平成23年度にスタートした制度なので状況を確認し、検証する必要がある。
	7 地球温暖化防止対策設備設置補助		○				平成23年度にスタートした制度なので状況を確認し、検証する必要がある。
住	8 福祉センター特別会計		○				経済情勢の悪化や周辺人口の高齢化や減少により集客数が減少傾向にある。また、宿泊客の素泊まり増加など経営状況は厳しいうえ、改修していなかった施設の修繕費用が増加しているので評価していく。
民	9 国民健康保険事業		○				平成25年度から特定検診の受診率、保健指導の実施率等が後期高齢者支援金に影響することから、内容を検証することが必要になると考える。
課	10 社会就労センター運営				○		定員数の変更に伴い事務費支出単価が変更となった。円滑に事業を進めていくためにも財政負担の強化を図る必要があり、出来る限り利用者の増員に努め、仕事を確保していく。
税	11 国民年金受託事務				○		国の制度によって行っているが、業務内容は随時検討することが必要と考える。
務	12 戸籍事務				○		国の制度によって行っているが、業務内容は随時検討することが必要と考える。
生	13 住民基本台帳事務等				○		国の制度によって行っているが、業務内容は随時検討することが必要と考える。
活	14 保育事業		○				保育運営に関する事業で、今年度に評価を実施する。
環	1 軽度生活支援通所事業		○				第1次事業評価結果において、縮減となったが、委託内容や実施状況について再度評価を要するものと考え。
境	2 妊婦乳幼児健康診断委託事業		○				長野県医師会との契約により実施している事業だが、交付税措置と国の補助金、村母子育で支援事業も実施しており、国の動向で補助事業も変更ありえるため、継続評価していく。
	3 介護用品支給事業				○		第1次事業評価結果において、現状継続・拡充となった。介護保険運営協議会での検討により今年度より事業の拡充をすることとなり、拡充後の実施状況等を踏まえて再度評価を要するものと考え。
	4 福祉委員の報酬		○				第1次事業評価結果において、手段改善となり報酬(報酬)の見直しをした。5年程度の状況を踏まえて、再度評価を要するものと考え。
	5 生きがい活動支援通所事業		○				第1次事業評価結果において、現状継続となったが、委託内容や実施状況について再度評価を要するものと考え。
	6 配食サービス委託事業		○				平成21年11月より自己負担を400円に変更したが、変更後の実施状況等を踏まえて再度評価を要するものと考え。
	7 長寿会連合会運営補助事業等			○			第1次事業評価結果において、現状継続となったが、内容や実施状況について再度評価を要するものと考え。
	8 高齢者生活福祉センター運営委託事業		○				第1次事業評価結果において、手段改善となった。介護保険運営協議会での検討により今年度より利用者負担額の変更をすることとなった。実施状況等を踏まえて再度評価を要するものと考え。
	9 社会福祉協議会補助金		○				第1次事業評価結果において、現状継続となったが、内容や実施について再度評価を要するものと考え。
	10 過疎地有償運送事業		○				第1次事業評価結果において、手段改善となり、実施状況について再度評価を要するものと考え。
	11 各種検診委託料			○			国のがん検診指針に沿って検診は実施しているが、自己負担額等評価していく。
	12 福祉医療給付事業			○			県の補助対象以外に村単独事業も実施しているので、継続して評価が必要と考える。
	13 高齢者インフルエンザ予防接種			○			予防接種法第二類により実施しているものだが、接種料の一部が自己負担となっており継続して評価していく。
	14 高齢者にやさしい住宅改修補助事業				○		県の地域福祉総合助成金交付事業に基づいた事業であるが、村対象となる事業が含まれているので評価をしていく。
	15 食生活改善推進協議会補助事業				○		第1次事業評価結果において、現状継続となったが、会員数、事業内容等により再度評価するものと考え。
	16 健康推進委員活動事業		○				国保の医療費削減のために、自分たちで出来る健康づくりを実施して、2年程度の状況を踏まえて、活動内容や健康教室等の参加について、再度評価するものと考え。
	17 母子と子の教室				○		母子保健法、発達障害基本法の規定による母子教室。専門性と観点から、目的に準じた教室運営になっているか継続して評価していく。
	18 出産祝い				○		今年度より祝いの金額が増額となりその状況を踏まえて、継続評価していく。
	19 生坂敬老の日				○		イベントの内容や実施状況について再度評価を要するものと考え。
	20 人間ドック補助						補助金を増額してきているが、状況を検証する必要がある。
	21 犀龍小太郎助成金		○				平成20年度にスタートした制度なので状況を確認し、検証する必要がある。

	事業	H24	H25	H26	H27	H28	事業内容及び事業評価について
振興	1 道路維持改良関係事業			○			第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況が踏まえて、再評価が必要と思われる。また、村道1級1号線の北平地区の改築工事を完了に伴い継続して草履地区実施に向けて調整が必要と思われる。
	2 除雪事業		○				第1次事業評価結果において、現状継続となったが、平成24年度の大雪の状況を踏まえ平成25年度に再評価が必要と思われる。
	3 公営住宅事業			○			第1次事業評価結果において、老朽化した住宅は修繕を行い、有効利用に努めると評価されているため、その実施内容について検証及び評価が必要と思われる。
	4 土木関係負担金					○	第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
	5 河川関係事業			○			第1次事業評価結果において、防災の面から、堤防の嵩上げが必要なため直轄化が必要と評価されているため、その実施内容について検証及び再評価が必要と思われる。
	6 林道維持管理事業			○			第1次事業評価結果において、老朽化した住宅は修繕を行い、有効利用に努めると評価されているため、その実施内容について検証及び再評価が必要と思われる。
	7 松くい虫防除対策事業			○			第1次事業評価結果において、近隣の市村と調整し事業の拡充が必要と評価されているため、その実施内容について検証及び再評価が必要と思われる。
	8 森林整備事業			○			第1次事業評価結果において、森林整備を促進し事業の拡充が必要と評価されているため、その実施内容について検証及び再評価が必要と思われる。
	9 高津屋森林公園施設管理及び運営事業			○			第1次事業評価結果において、指定管理を直営にし運営している。管理組合の体制強化も含め検討し、評価が必要と思われる。
	10 治山事業負担金			○			第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
建設	11 下水道事業			○			第1次事業評価結果において、委託先の業務を調査し、他業者の課料と比較し委託料の削減も考慮して委託料の再検討及び再評価が必要と思われる。また、施設が老朽化しているため修繕計画の検討を要する。
	12 簡易水道事業			○			簡易水道健全化計画の達成また、給水区域域拡張計画を考慮して、今後の水道料金の検討及び再評価が必要と思われる。
	13 若者定住住宅建設事業			○			今年度に2棟建設すると、現在の計画は最終する。このため、日岐宮の上住宅、上生坂中村生住宅の入居状況等、検証評価し、今後の計画について検討が必要と思われる。
	14 有青鳥獣対策事業			○			平成23年度より有青鳥獣の捕獲に対する報奨金の制度等を行い対策を行っているが、実績を検証し評価が必要と思われる。
	15 生坂村住宅リフォーム等補助		○				平成23年1月より平成25年3月までの期間で事業を行っている。事業の終了年次に合わせて事業効果等検証評価し、今後の方針について検討が必要と思われる。
	16 生坂村災害危険住宅移転事業補助金交付			○			平成20年度より事業を行っているが、事業効果等検証し評価が必要と思われる。
	17 生坂村住宅耐震補強工事補助金交付			○			平成19年度より事業を行っているが、事業効果等検証し評価が必要と思われる。
	18 生坂村住宅耐震診断事業			○			平成19年度より事業を行っているが、事業効果等検証し評価が必要と思われる。
	19 シルバー人材センター補助金			○			第1次事業評価結果において、現状継続となったが、新会員の会員促進、体制強化の実施状況を検証し、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
	振興	1 活性化センター維持管理事業(商工会館)			○		
2 水稲病害虫防除補助				○			平成20年度に評価を行い継続となっているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
3 農業公社運営補助事業				○			平成21年度に評価を行い農業を振興させ、村の経済の活性化に寄与するために必要と評価されているが、生坂農業未来づくりプロジェクト会議の検討結果等踏まえ、新規就農者研修事業も含め再評価が必要と思われる。
4 農業委員会				○			平成22年度に評価を行い継続となっているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
5 加工施設運営事業				○			平成19・20・21年度に評価を行い、指定管理者に補助金を交付して維持管理を行っているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
6 農村公園維持管理事業				○			平成21年度に評価を行い、施設について有効利用するよう用途替えを含め検討が必要と評価されているが、用途替えについては農地整備評価と協議した結果、農作業準備施設として、上野地区の農家と使用方法について協議したところからの意見があった。今後この意見を踏まえ使用方法について検討が必要と思われる。
7 南部交流センター維持管理事業				○			平成19・20・21年度に評価を行い、指定管理者に補助金を交付して維持管理を行っているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
8 イベント事業(赤とんぼフェスティバル)				○			平成22年度に評価を行い村長が力を合わせたイベントを盛り上げるため拡充すると評価されているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
9 商工会経営改善普及事業・指導事業				○			平成23年度に評価を行い買い物弱者対策、商工産別、商工業者の経営健全化指導等の充実強化に努め、補助金は現状維持と評価されたが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
10 産地づくり推進事業補助金(付単協分)				○			各水利組合の状況により運営補助として交付しているが、状況の変化により評価が必要と思われる。
産業	11 中山間地域等直接支払交付金		○				平成12年度から各営農組合の申請により事業を実施しているが、事業を申請していない地区、申請していない地区があり、今後の事業推進について評価が必要と思われる。
	12 農地・水保全管理支払交付金		○				平成19年度から各営農組合の申請により事業を実施しているが、事業を申請していない地区、申請していない地区があり、今後の事業推進について評価が必要と思われる。
	13 有青鳥獣防除器具設置補助金			○			平成18年度より事業を始め平成23年度に事業拡充しているが、実績を検証して評価が必要と思われる。
	14 農業地域活性化コーディネイター			○			平成18年度より事業を始め、事業効果を検証し評価が必要と思われる。

産 業	事 業	H24	H25	H26	H27	H28	事 業 内 容 及 び 事 業 評 価 に つ い て
15	生坂マル得商品券補助事業		○				平成21年度より事業を始めたが、事業効果を検証し評価が必要と思われる。
16	生坂農業未来づくりプロジェクト会議		○				平成23年度に設置したが、今までの協議した内容及び実施した内容の評価を行う必要があると思われる。
1	学級支援員配置事業		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり小中学校における児童生徒数の転換期であり、評価年度以降以降における対応について検討を要するものとする。
2	高校通学費補助事業		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり進路の多様化、通学手法の進化もあるため、補助のあり方・内容について検討を要するものとする。
3	私立高校在籍生徒補助事業		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり町村会の解散に伴い、補助金のあり方について検討を要するものとする。
4	外国青年招致事業(ALT)		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり小学校の英語の必修化もあり、ALTの活用について検討を要する。
5	学校給食共同調理場運営事業		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり第1次評価から3年経過であるが、食育推進事業も含め地産地消等について再評価を要するものとする。
6	小中学校パソコン導入事業		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり児童生徒数の変動による機材が必要であり、小中学校同時に評価をする。
7	小中学校校舎清掃委託(蔵ガラス)事業		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり児童生徒数の変動、建物の経過年数等を検討し清掃内容も含め5年に1回程度の評価が必要とする。
8	学校医報酬		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり児童生徒数の変動、近隣の報酬額との比較など再評価を要するものとする。
9	スクールバス運行事業		○				第1次事業評価結果において、「地球公共交通活性化・再生総合事業」による要請運行により検討をしていくことになっているため、事業終了により評価が必要とする。
10	就学援助費交付事業		○				児童生徒を取り巻く環境が多様化している中で、事業の公平執行に資するため評価が必要とする。
11	学校施設整備備事業		○				小学校において平成19年度に評価を行い、耐震補強・大規模改修を実施したが、老朽化に対する対応は必要である。また、中学校も建設から15年を迎え補修・更新等が必要になってきているため、施設整備に係る評価が必要とする。
12	文化財修繕補助事業		○				今後の文化財修繕補助の実施状況と、絆づくり支援金との整合性について検討を要するものとする。
1	村民運動会		○				平成23年度の申込を受けて開催するにあたり、平成24・25年度と実施して、分館長等の役員が交替り1回ずつ行つてから、住民等の意見を聞き検討すべきとする。
2	村民総合スポーツ祭		○				競技によっては出場できない分館もあり、分館対抗としての住民意識も高く、競技種目も多いため、出場できる競技へ移行しつづ、平成28年度に事業内容等についての再評価を要するものとする。
3	マレットゴルフ大会		○				平成21年度に評価を行っているが、今年度スポーツパークマレットゴルフ場が新設され、全構も3箇所をローテーションしているため、スポーツパークを2箇所を2回した時点で、再評価すべきとする。
4	金戸山百体観音めぐり		○				地元地区と協力しながら実施しているが、高齢化も進んでいるため、5年後に評価を行い内容等の検討を要するものとする。
5	水鳥マラソン		○				平成21年度に評価を行っているが、直近3年間の状況を踏まえた再評価を要するものとする。
6	公民館費 報償費(スポーツ系教室関係)		○				評価予定年度が事業開始から5年目となるため、事業の実施内容等を確認し、再評価を要するものとする。
7	公民館費 報償費(文化系教室関係)		○				スポーツ系教室関係との整合性を高めるため、事業の実施内容等を確認し、再評価を要するものとする。
8	公民館費報償費(成人式)		○				第1次事業評価結果において、成人者にアンケートを取り、その結果により成人式の内容等を検討し実施するとなった。その後2回実施したが、祝賀会の内容や来賓について再度評価を要するものとする。
9	体育協会補助金及び委託料		○				評価予定年度が事業開始から5年目となるため、補助金の交付実績から、事業の内容、補助率について評価を要するものとする。
10	生涯学習施設図書購入費		○				平成23年度から図書館司書を置いているため、蔵書の管理はもとより図書費の買付を考慮しながら、より充実した図書館になるよう評価を要するものとする。
11	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)		○				児童館を利用する一般児童や放課後子ども教室との連携を取りながら実施している。5年程度の児童クラブへの入会状況等評価を要するものとする。
12	放課後子ども教室推進事業		○				平成19年度よりコーディネーターを配置し、「のびのびスクール」を実施している。子どもたちの居場所作りから地域、学校とのつながりを深めていけるよう検討を要するものとする。
13	児童館イベント事業		○				たんぽぽ夏祭り、児童館の保護者をはじめ児童館に関わりのある方々がボランティアで活動している貴重なイベントであるが、補助金の出し方等について評価検討を要するものとする。
14	村図書館司書配置事業		○				平成23年度に「住民に光をそそぐ交付金」事業として図書館司書を配置したが、平成25年度からは交付金がなくなり、単項事業となる。専門の立場から今後の図書館のあり方について検討を要するものとする。
15	プール行事(1、プール開き 2、救急救命法講習 3、水泳大会)		○				第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、手法等について評価を要するものとする。
16	会長杯ソフトバレーリーグ戦		○				第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、手法等について評価を要するものとする。
17	体験クルーズ、体験セミナー		○				第1次事業評価結果において、現状継続であったが、児童生徒の減少等もあるため評価が必要とする。
18	海洋センター施設整備事業		○				第1次事業評価結果において、現状継続、必要に応じて対応していくことになっているが、老朽化も目立つようになっているため、早めに関2次評価を行う必要があるものとする。